

目 次

◎会議録第1号（3月2日）議案説明

開 会	6		
日程第1	会議録署名議員の指名	6	
日程第2	会期の決定	6	
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告	6	
日程第4	教育長諸般の報告	10	
日程第5	報告第 1号	松前町新型インフルエンザ等対策行動計画について	12
日程第6	議案第 1号	松前町行政手続条例の一部を改正する条例	15
日程第7	議案第 2号	松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	16
日程第8	議案第 3号	松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例	16
日程第9	議案第 4号	松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	16
日程第10	議案第 5号	松前町職員定数条例の一部を改正する条例	16
日程第11	議案第 6号	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	17
日程第12	議案第 7号	松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	17
日程第13	議案第 8号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	17
日程第14	議案第 9号	松前町立幼稚園設置条例	20
日程第15	議案第10号	松前町立保育所条例	20
日程第16	議案第11号	松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例	20
日程第17	議案第12号	松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例	20

日程第18	議案第13号	松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例……………23
日程第19	議案第14号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例……………24
日程第20	議案第15号	松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………25
日程第21	議案第16号	松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………25
日程第22	議案第17号	松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………25
日程第23	議案第18号	松前町公園条例の一部を改正する条例……………27
日程第24	議案第19号	松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例……………28
日程第25	議案第20号	松前町消防団条例の一部を改正する条例……………29
日程第26	議案第21号	平成26年度松前町一般会計補正予算(第5号)について……………33
日程第27	議案第22号	平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について……………33
日程第28	議案第23号	平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)について……………33
日程第29	議案第24号	平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について……………33
日程第30	議案第25号	平成27年度松前町一般会計予算につい

		て……………	35
日程第31	議案第26号	平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について……………	35
日程第32	議案第27号	平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について……………	35
日程第33	議案第28号	平成27年度松前町介護保険特別会計予算について……………	35
日程第34	議案第29号	平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について……………	35
日程第35	議案第30号	平成27年度松前町水道事業会計予算について……………	35
日程第36	議案第31号	松前町教育委員会委員の任命について……………	39
日程第37	議案第32号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	40
日程第38	議案第33号	債権の放棄について……………	41
日程第39	議案第34号	土地改良事業の施行について……………	42
日程第40	議選第1号	伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について……………	43
散 会		……………	44

~~~~~

◎会議録第2号（3月3日）質疑

|      |            |                                               |    |
|------|------------|-----------------------------------------------|----|
| 開 議  |            | ……………                                         | 50 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | ……………                                         | 50 |
| 日程第2 | 議案第1号      | 松前町行政手続条例の一部を改正する条例……………                      | 50 |
| 日程第3 | 議案第2号      | 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………             | 51 |
| 日程第4 | 議案第3号      | 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例…………… | 51 |
| 日程第5 | 議案第4号      | 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例……………                 | 52 |
| 日程第6 | 議案第5号      | 松前町職員定数条例の一部を改正する条例……………                      | 52 |
| 日程第7 | 議案第6号      | 松前町放課後児童健全育成事業の設備及                            |    |

|       |        |                                                                                                                                  |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |        | び運営に関する基準を定める条例……………53                                                                                                           |
| 日程第8  | 議案第7号  | 松前町放課後児童クラブの設置及び管理<br>に関する条例の一部を改正する条例……………53                                                                                    |
| 日程第9  | 議案第8号  | 松前町特別職の職員で非常勤のものの報<br>酬及び費用弁償に関する条例の一部を改<br>正する条例……………53                                                                         |
| 日程第10 | 議案第9号  | 松前町立幼稚園設置条例……………54                                                                                                               |
| 日程第11 | 議案第10号 | 松前町立保育所条例……………54                                                                                                                 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 松前町保育所における保育に関する条例<br>を廃止する条例……………54                                                                                             |
| 日程第13 | 議案第12号 | 松前町子どものための教育・保育給付に<br>係る利用者負担額を定める条例……………55                                                                                      |
| 日程第14 | 議案第13号 | 松前町包括的支援事業の実施に関する基<br>準を定める条例……………55                                                                                             |
| 日程第15 | 議案第14号 | 松前町介護保険条例の一部を改正する条<br>例……………56                                                                                                   |
| 日程第16 | 議案第15号 | 松前町指定地域密着型サービスの事業の<br>人員、設備及び運営に関する基準等を定<br>める条例の一部を改正する条例……………56                                                                |
| 日程第17 | 議案第16号 | 松前町指定地域密着型介護予防サービ<br>スの事業の人員、設備及び運営並びに指<br>定地域密着型介護予防サービスに係る介<br>護予防のための効果的な支援の方法に関<br>する基準等を定める条例の一部を改正す<br>る条例……………56          |
| 日程第18 | 議案第17号 | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に<br>関し必要な事項並びに指定介護予防支<br>援等の事業の人員及び運営並びに指定介<br>護予防支援等に係る介護予防のための効<br>果的な支援の方法に関する基準を定める<br>条例の一部を改正する条例……………57 |
| 日程第19 | 議案第21号 | 平成26年度松前町一般会計補正予算<br>(第5号)について……………57                                                                                            |
| 日程第20 | 議案第22号 | 平成26年度松前町国民健康保険特別会                                                                                                               |

|       |        |                                            |    |
|-------|--------|--------------------------------------------|----|
|       |        | 計補正予算（第4号）について……………                        | 58 |
| 日程第21 | 議案第23号 | 平成26年度松前町介護保険特別会計補<br>正予算（第4号）について……………    | 58 |
| 日程第22 | 議案第24号 | 平成26年度松前町公共下水道事業特別<br>会計補正予算（第3号）について…………… | 59 |
| 日程第23 | 議案第25号 | 平成27年度松前町一般会計予算につい<br>て……………               | 59 |
| 日程第24 | 議案第26号 | 平成27年度松前町国民健康保険特別会<br>計予算について……………         | 59 |
| 日程第25 | 議案第27号 | 平成27年度松前町後期高齢者医療特別<br>会計予算について……………        | 60 |
| 日程第26 | 議案第28号 | 平成27年度松前町介護保険特別会計予<br>算について……………           | 60 |
| 日程第27 | 議案第29号 | 平成27年度松前町公共下水道事業特別<br>会計予算について……………        | 61 |
| 日程第28 | 議案第30号 | 平成27年度松前町水道事業会計予算に<br>ついて……………             | 61 |
| 散 会   |        |                                            | 61 |

~~~~~

◎会議録第3号（3月9日）一般質問

開 議			66
日程第1	会議録署名議員の指名		66
日程第2	一般質問		
	6番 藤岡 緑議員		66
	9番 松本一二美議員		75
	14番 木下 淳議員		86
	3番 加藤 博徳議員		91
散 会			94

~~~~~

◎会議録第4号（3月18日）委員長報告

|      |            |                               |     |
|------|------------|-------------------------------|-----|
| 開 議  |            |                               | 100 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |                               | 100 |
| 日程第2 | 議員提出議案第1号  | 松前町議会委員会条例の一部を改<br>正する条例…………… | 100 |

|       |        |                                                         |     |
|-------|--------|---------------------------------------------------------|-----|
| 日程第3  | 議案第 1号 | 松前町行政手続条例の一部を改正する条例……………                                | 101 |
| 日程第4  | 議案第 2号 | 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………                       | 102 |
| 日程第5  | 議案第 3号 | 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例……………           | 102 |
| 日程第6  | 議案第 4号 | 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例……………                           | 102 |
| 日程第7  | 議案第 5号 | 松前町職員定数条例の一部を改正する条例……………                                | 102 |
| 日程第8  | 議案第 6号 | 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……………                  | 104 |
| 日程第9  | 議案第 7号 | 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………                 | 105 |
| 日程第10 | 議案第 8号 | 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………          | 105 |
| 日程第11 | 議案第 9号 | 松前町立幼稚園設置条例……………                                        | 107 |
| 日程第12 | 議案第10号 | 松前町立保育所条例……………                                          | 107 |
| 日程第13 | 議案第11号 | 松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例……………                          | 107 |
| 日程第14 | 議案第12号 | 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例……………                   | 107 |
| 日程第15 | 議案第13号 | 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例……………                          | 110 |
| 日程第16 | 議案第14号 | 松前町介護保険条例の一部を改正する条例……………                                | 111 |
| 日程第17 | 議案第15号 | 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… | 112 |
| 日程第18 | 議案第16号 | 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護  |     |

|       |        |                                                                                                            |     |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|       |        | 予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………                                                                | 112 |
| 日程第19 | 議案第17号 | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… | 112 |
| 日程第20 | 議案第21号 | 平成26年度松前町一般会計補正予算(第5号)について……………                                                                            | 114 |
| 日程第21 | 議案第22号 | 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について……………                                                                      | 114 |
| 日程第22 | 議案第23号 | 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)について……………                                                                        | 114 |
| 日程第23 | 議案第24号 | 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について……………                                                                     | 114 |
| 日程第24 | 議案第25号 | 平成27年度松前町一般会計予算について……………                                                                                   | 117 |
| 日程第25 | 議案第26号 | 平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について……………                                                                             | 117 |
| 日程第26 | 議案第27号 | 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について……………                                                                            | 117 |
| 日程第27 | 議案第28号 | 平成27年度松前町介護保険特別会計予算について……………                                                                               | 117 |
| 日程第28 | 議案第29号 | 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について……………                                                                            | 118 |
| 日程第29 | 議案第30号 | 平成27年度松前町水道事業会計予算について……………                                                                                 | 118 |
| 日程第30 | 議案第35号 | 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………                                                                             | 125 |
| 日程第31 | 報告第2号  | JR北伊予駅自由通路及び周辺整備事業調査特別委員会の中間報告について……………                                                                    | 126 |
| 日程第32 | 議案第36号 | 松前町監査委員の選任について……………                                                                                        | 127 |

|        |              |                         |     |
|--------|--------------|-------------------------|-----|
| 日程第33  | 議案第37号       | 副町長の選任について……………         | 128 |
| 日程第34  | 議案第38号       | 松前町教育委員会教育長の選任について…………… | 129 |
| 日程第35  | 議員の辞職の件…………… |                         | 131 |
| 追加日程第1 | 議選第2号        | 伊予消防等事務組合議会議員の選挙……………   | 132 |
| 閉      | 会……………       |                         | 134 |



3月2日（第1号）

平成27年松前町議会第1回定例会会議録

平成27年3月2日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 稲田輝宏   | 3番 加藤博徳   | 4番 寺下武    |
| 5番 八束正    | 6番 藤岡緑    | 7番 村井慶太郎  |
| 8番 早瀬武臣   | 9番 松本一二美  | 10番 澤田登代一 |
| 11番 岡井馨一郎 | 12番 伊賀上明治 | 13番 三好勝利  |
| 14番 木下淳   |           |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 白石勝也 |
| 副町長           | 栗田哲志 |
| 副町長<br>(防災担当) | 中矢博史 |
| 教育長           | 永見修一 |
| 保健福祉部長        | 高橋昌志 |
| 産業建設部長        | 伊賀上晃 |
| 総務課長          | 金子知芳 |
| 財政課長          | 升田年紀 |
| 財政課技監         | 瀧本精一 |
| 税務課長          | 島田恵介 |
| 国体準備室長        | 塩梅淳  |
| 福祉課長          | 大政哲志 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 町民課長        | 久津那延幸 |
| 保険課長        | 久津那良幸 |
| 健康課長        | 山本有三  |
| まちづくり<br>課長 | 玉井信二  |
| 産業課長        | 徳居芳之  |
| 上下水道課長      | 忽那俊幸  |
| 会計課長        | 松岡芳弘  |
| 学校教育課長      | 岡本明   |
| 社会教育課長      | 富田徹   |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局長      | 大政博文 |
| 議会事務局<br>書記 | 仙波晴樹 |

平成27年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.1

平成27年3月2日(月) 午前9時30分 開議

- |       |                |                                           |
|-------|----------------|-------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名     |                                           |
| 日程第2  | 会期の決定          |                                           |
| 日程第3  | 町長あいさつ並びに諸般の報告 |                                           |
| 日程第4  | 教育長諸般の報告       |                                           |
| 日程第5  | 報告第1号          | 松前町新型インフルエンザ等対策行動計画について                   |
| 上程    | 報告             | 質疑                                        |
| 日程第6  | 議案第1号          | 松前町行政手続条例の一部を改正する条例                       |
| 上程    | 提案理由説明         |                                           |
| 日程第7  | 議案第2号          | 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例              |
| 上程    | 提案理由説明         |                                           |
| 日程第8  | 議案第3号          | 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例  |
| 上程    | 提案理由説明         |                                           |
| 日程第9  | 議案第4号          | 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例                  |
| 上程    | 提案理由説明         |                                           |
| 日程第10 | 議案第5号          | 松前町職員定数条例の一部を改正する条例                       |
| 上程    | 提案理由説明         |                                           |
| 日程第11 | 議案第6号          | 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例         |
| 上程    | 提案理由説明         |                                           |
| 日程第12 | 議案第7号          | 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例        |
| 上程    | 提案理由説明         |                                           |
| 日程第13 | 議案第8号          | 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 上程    | 提案理由説明         |                                           |
| 日程第14 | 議案第9号          | 松前町立幼稚園設置条例                               |
| 上程    | 提案理由説明         |                                           |
| 日程第15 | 議案第10号         | 松前町立保育所条例                                 |

|       |        |                                                                                                       |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上程    | 提案理由説明 |                                                                                                       |
| 日程第16 | 議案第11号 | 松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例                                                                             |
| 上程    | 提案理由説明 |                                                                                                       |
| 日程第17 | 議案第12号 | 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例                                                                      |
| 上程    | 提案理由説明 |                                                                                                       |
| 日程第18 | 議案第13号 | 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例                                                                             |
| 上程    | 提案理由説明 |                                                                                                       |
| 日程第19 | 議案第14号 | 松前町介護保険条例の一部を改正する条例                                                                                   |
| 上程    | 提案理由説明 |                                                                                                       |
| 日程第20 | 議案第15号 | 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例                                                    |
| 上程    | 提案理由説明 |                                                                                                       |
| 日程第21 | 議案第16号 | 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例          |
| 上程    | 提案理由説明 |                                                                                                       |
| 日程第22 | 議案第17号 | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 上程    | 提案理由説明 |                                                                                                       |
| 日程第23 | 議案第18号 | 松前町公園条例の一部を改正する条例                                                                                     |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                                                                                              |
| 日程第24 | 議案第19号 | 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例                                   |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                                                                                              |
| 日程第25 | 議案第20号 | 松前町消防団条例の一部を改正する条例                                                                                    |
| 上程    | 提案理由説明 | 質疑 討論 採決                                                                                              |
| 日程第26 | 議案第21号 | 平成26年度松前町一般会計補正予算（第5号）について                                                                            |
| 上程    | 提案理由説明 |                                                                                                       |
| 日程第27 | 議案第22号 | 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4                                                                            |

|             |                  |                                    |
|-------------|------------------|------------------------------------|
|             |                  | 号) について                            |
| 上程<br>日程第28 | 提案理由説明<br>議案第23号 | 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)<br>について |
| 上程<br>日程第29 | 提案理由説明<br>議案第24号 | 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) について |
| 上程<br>日程第30 | 提案理由説明<br>議案第25号 | 平成27年度松前町一般会計予算について                |
| 上程<br>日程第31 | 提案理由説明<br>議案第26号 | 平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について          |
| 上程<br>日程第32 | 提案理由説明<br>議案第27号 | 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について         |
| 上程<br>日程第33 | 提案理由説明<br>議案第28号 | 平成27年度松前町介護保険特別会計予算について            |
| 上程<br>日程第34 | 提案理由説明<br>議案第29号 | 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について         |
| 上程<br>日程第35 | 提案理由説明<br>議案第30号 | 平成27年度松前町水道事業会計予算について              |
| 上程<br>日程第36 | 提案理由説明<br>議案第31号 | 松前町教育委員会委員の任命について                  |
| 上程<br>日程第37 | 提案理由説明<br>議案第32号 | 質疑 討論 採決<br>人権擁護委員候補者の推薦について       |
| 上程<br>日程第38 | 提案理由説明<br>議案第33号 | 質疑 討論 採決<br>債権の放棄について              |
| 上程<br>日程第39 | 提案理由説明<br>議案第34号 | 質疑 討論 採決<br>土地改良事業の施行について          |
| 上程<br>日程第40 | 提案理由説明<br>議選第1号  | 質疑 討論 採決<br>伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について |
| 上程          | 指名推選             |                                    |

○議長（三好勝利） 報告をいたします。

去る2月6日の全国町村議会議長会定期総会において、伊賀上明治議員と私とが自治功  
労者として表彰されましたので、報告をいたしておきます。

午前9時30分 開会

○議長（三好勝利） ただいまから平成27年松前町議会第1回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をし
ます。

12番伊賀上明治議員、14番木下淳議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（三好勝利） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月23日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月18日ま  
での17日間と決定をしました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの  
17日間と決定をしました。

~~~~~

日程第3 町長あいさつ並びに諸般の報告

○議長（三好勝利） 日程第3、町長あいさつ並びに諸般の報告を行います。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議長の御指名によりまして御挨拶を申し上げます。

立春を過ぎましても寒い日が続いておりますが、河川敷などに咲く菜の花の黄色いじゅ
うたんがようやく春の訪れを告げております。

この春の選抜高校野球には、松山東高校が21世紀枠で82年ぶりに出場をします。先日、
この松山東高校のキャプテン米田君が役場に来てくれました。米田君は岡田中学校の出身
です。この席で米田君は、個々の能力では先輩たちに劣るが、まとまる力では負けないと
力強く話してくれました。チーム一丸となって活躍をしてくれることを心から期待をした
いと思います。

本日、平成27年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御

出席を賜りありがとうございます。

さて、私は平成11年12月に町長に就任をさせていただいて以来、議員の皆さんを初め町民の皆さんの御理解と御協力によりまして、各種施策において多くの成果を得ることができ、他市町に自慢できる元気で明るい松前町になったと思っております。本年は、私にとりまして4期目の任期を締めくくる年であります。「笑顔あふれるライフタウン・まさき」を目指した施策、予算案等について審議をしていただきますように心からお願いを申し上げます。

昨年12月に行われました衆議院の総選挙では、与党が3分の2以上の議席を獲得し、引き続き安倍総理による政権運営が進められているところであります。安倍政権は、これまでもさまざまな金融政策などを実施し、日本経済の再生に向けて取り組んできましたが、足元の経済へはまだまだ波及しておらず、地方の実情に応じた経済対策の充実と景気回復の実現を引き続き望みたいと思います。

また、昨年のまち・ひと・しごと創生法の成立により、今後地方の創生に向けた取り組みが本格的に進められていくこととなります。私ども住民に一番身近な基礎自治体としては、こうした国の動向をしっかりと見きわめて、自主、自立に向けたまちづくりを実現するため、国の施策をうまく活用していくとともに、引き続き財源を伴う地方分権の推進を求めてまいりたいと思います。

それでは、平成27年第1回定例会の開会に当たり、上程をしております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、緊急経済対策について申し上げます。

政府は、昨年の12月27日に地方経済への支援を中心とした緊急経済対策を閣議決定し、先月3日には補正予算が成立しました。今回の経済対策は、安倍政権が今まで取り組んできた経済対策の効果が十分に波及をしていないと思われる地方の実体経済の活性化を図ることを目的としたもので、その柱として、地域における消費喚起を図るとともに、地方の創生に向けての先行的な取り組みを支援するものの2つの交付金が新設をされました。本町としましても、この交付金を活用しながら、少子化対策や産業振興などの課題について実効ある取り組みを計画的に実施をしてまいります。

次に、町制施行60周年について申し上げます。

昭和30年3月31日に、松前町、北伊予村、岡田村が合併し、現在の松前町としての町制が施行されてことしで60周年を迎えます。この60周年を記念し、町民の皆さんとともにお祝いをするイベントを順次実施していきたいと考えております。まず、4月28日には、記念式典と記念講演会を開き、本町発展の礎を築いた多くの方々に感謝するとともに、松前町のさらなる飛躍と未来に向けたまちづくりへの出発点にしたいと考えております。また、記念のイベントとして、プレミアムつき商品券を発行するほか、テレビの全国放送公

開番組や、子供から大人まで参加できるサイクリングフェスタなどを実施したいと考えております。このほか、例年実施をしております夏祭りや文化祭、たわわ祭などにつきましては、60周年記念協賛イベントとして盛大に開催したいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましてもぜひ御参加をいただきたいと思っております。

次に、国民体育大会について申し上げます。

昨年12月11日に、平成29年愛顔つなぐえひめ国体の各競技会の会期が正式に決定をされました。本町の競技は、ホッケー少年男女が平成29年10月1日から5日まで、ライフル射撃センターファイアピストルが10月2日から4日まで、そしてボクシングが10月5日から9日までの期間で開催をされます。国体開催まであと2年6カ月となり、国体開催の機運を高めるために庁舎に懸垂幕を掲げたほか、松前公園体育館や各地区の公民館には案内板を設置しました。国体開催までの間、愛顔つなぐえひめ国体松前町実行委員会と連携しながら、町民総参加で国体を盛り上げていけるようにしていきたいと思っております。また、ホッケー競技の開催に向け、今年度から整備を開始した町民グラウンドホッケー場につきましては、平成27年度末の完成を目指し、計画的に整備を進めてまいります。

次に、産業振興について申し上げます。

1月28日からの1週間、名古屋市の名鉄百貨店でまさき町うまいものフェアを開催してまいりました。3度目の開催となる今回は、本町出身の方や、前回買っておいしかったからまた来ましたというリピーターの方など大勢の方に御来場をいただきました。初日には、先着100人の方に特別栽培減農薬米の松前育ちをプレゼントしましたが、開始早々品切れになるほどの大盛況で、知名度の向上を実感できるフェアとなりました。今後も、官民一体となって、町と特産品を積極的にPRをしてまいります。

次に、保育所の整備について申し上げます。

町立保育所につきましては、多様化するニーズに的確に対応し、将来にわたって効果的な運営を展開していくために、統合と民営化についての検討を進めております。今年度、松前保育所と宗意原保育所にかわる新しい保育所を設置、運営する民間事業者の募集を行いました。残念ながら事業者の決定には至りませんでした。今後は、民営化だけでなく、町が運営することも含めて引き続き検討を進めてまいります。

次に、介護保険料について申し上げます。

介護保険料につきましては、3年ごとに改定する介護保険事業計画に基づき見直しを行っております。平成27年度から29年度までの第6期事業計画期間中の介護給付費は、高齢化の進展や介護施設の増加などに伴い、前期の計画期間に比べ3億3,800万円、率にして4.4%の増額となります。このため、標準保険料を月額で500円、率にして10.4%の引き上げを予定しております。なお、介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大をしていく中で、より安定的に介護保険制度を運営していくためには、これまで以上に被保険者の負担

能力に応じた保険料の設定が求められることから、今回の改定に合わせて保険料負担段階を見直すこととしております。

次に、平成27年度一般会計当初予算について申し上げます。

日本経済は、国の積極的な経済対策により景気は緩やかな回復基調が続いており、先行きについても当面弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格の下落の影響や各種施策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されます。一方で、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクなどの不安定要素も存在し、依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。このような状況のもとで、地方公共団体が住民の要請に応え、その役割を適切に果たしていくためには、新たな着眼や柔軟な発想から行財政改革に取り組むとともに、地方分権を推進し、活力ある地方をつくるための施策の展開が可能となるように、地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成27年度予算は、歳入については税収及び地方消費税交付金について一定の改善が見込まれますが、その反面、普通交付税については減額が見込まれるために、予断を許さない状況となっております。

歳出につきましては、人件費、物件費、扶助費の増加や、国体施設整備などの大型事業のほか、特別会計への繰出金も財政を圧迫しており、大幅な財源不足に陥っております。こうした財源不足に対応するため、可能な限り地方債を充当するとともに、財政調整基金から1億5,000万円の繰り入れを行い当初予算編成を行ったものの、補正予算以降の財源につきましては見通しが立たない状況となっております。このため、平成27年度については、前年度にも増して既存の経常的経費等についてさらに創意工夫による節減に努めるとともに、選択と集中により限られた財源を真に必要な事業に重点配分し、効率的に事業を行っていく必要があります。

このような厳しい状況ではありますが、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応し、第4次総合計画の将来像である「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」の実現に向けた重点的な予算配分を行っております。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、条例案件20件、予算案件10件、その他議決を求めるもの2件、同意を求めるもの1件、意見を求めるもの1件の合わせて35件の議案を提出をしております。

各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 町長あいさつ並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 教育長諸般の報告

○議長（三好勝利） 日程第4、教育長諸般の報告を行います。

永見修一教育長。

○教育長（永見修一） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、平成26年度1年間の本町における教育行政について御報告をいたします。

初めに、学校教育について申し上げます。

本年度の児童・生徒数は、小学校3校で1,673名、中学校3校で874名、幼稚園2園で186名であり、県内においては人口の減少が進む中、本町におきましてはほぼ横ばいの状態で推移しております。

学校運営につきましては、教育委員会が定めた教育基本方針に基づき、全ての学校で目指すべき方向性を示したグランドデザインを定め、全教職員の共通認識のもと、保護者や地域との連携、協力体制を構築し、教育環境や教育活動の充実を図っております。

学力の定着と向上につきましては、小学校1年生を除く全ての児童・生徒に対して、学習到達度を評価する学力検査を町単独で実施するとともに、文部科学省が行っている全国学力・学習状況調査につきましても、県や全国レベルとの比較、分析を行い、学力向上に取り組みました。

学校教育の充実につきましては、研究事業として、北伊予小学校が昨年度に引き続き、家庭や地域が一体となって子供たちの体力向上に取り組む子供体力向上事業を、古城幼稚園、松前小学校、松前中学校では、地区別人権・同和教育研究協議会を実施いたしました。また、北伊予中学校では、専門家の医師の講演会を実施し、子供の心の健康問題を学校、家庭が連携した子ども健康サポート推進事業に取り組みました。

次に、障害を持つ児童・生徒への特別支援教育では、松前町特別支援連携協議会を中心に、学校医、大学、特別支援学校等の関係機関と連携、協力し、研修会を開催し、教員のスキル向上を図るとともに、特別支援教育への理解を深めるための資料を作成、配布し、保護者への啓発活動に努めました。

また、学校での巡回教育相談を実施し、障がいにより日常の学校生活が困難な児童・生徒に対し、充実した学校生活が過ごせるよう学校生活支援員を適切に配置し、教育環境の充実に努めました。

学校生活における安全確保と環境整備では、耐震補強が必要な施設については最優先で耐震工事を実施しており、今年度は北伊予中学校の北校舎特別教棟、南校舎管理棟、普通教棟、技術教棟の耐震工事が完了いたしました。これにより本町の耐震化率は96.4%となり、あわせて実施した大規模改修により安全で快適な環境になっております。

学校給食センターにつきましては、地元産の食材の利用を進めるとともに、学校、栄養

士、調理員が一体となって食品管理、栄養管理に取り組んでおります。

また、年々増加傾向にあるアレルギーの子供たちのため、アレルギー除去食を調理することにより、アレルギーを持った子供も安心して給食が食べられるよう努めております。

また、昨年度から取り組んできた調理等業務委託につきましては、今年度委託を見送りましたが、今後も業務委託を検討していきたいと思っております。

次に、社会教育について申し上げます。

まさきふれあい学園では、町民みずからがテーマを選び学習できるように、生涯学習講座、町民企画講座を充実させ、18の講座、教室を開催し、多数の方が受講されました。

人権教育につきましては、人権に関する正しい理解を深めるため、明るい人権の町づくり大会の開催や各分館での人権ふれあい講座を実施いたしました。

昨年11月には、中予地区人権・同和教育研究協議会が文化センターほかで開催され、町内外から多数の参加がありました。また、人権同和教育をさらに推進するために、商工会と共同して企業等人権教育研修会を実施いたしました。

男女共同参画事業につきましては、フレッシュ・リブまさきと連携を図りながら、男女共同参画社会づくりに向けて啓発活動や学習会を実施いたしました。

社会体育につきましては、町民がスポーツを通して健康づくり、体力づくりができるように、スポーツ少年団による交歓会やふれあい健康マラソンなど、子供から高齢者までを対象とした各種大会を実施いたしました。

また、平成29年に開催されますえひめ国体に向けて、ホッケー、ボクシング競技の教室を実施するなど、競技団体と連携した取り組みを実施し、2年後に開催される国体の周知を図ることができました。

次に、指定管理者制度を導入した松前公園体育館、文化センターの管理事業につきましては、両施設とも指定管理者として特色を生かした独自の事業を展開し、住民ニーズに応えるべく努力をしており、好評を得ております。

次に、平成27年度の主な取り組みについて申し上げます。

まず、学校教育の充実に向けては、研究事業として北伊予小学校では、3年間事業の最終年である子供体力向上事業を、岡田中学校ではがん教育に係る研修会を、岡田小学校では特別支援学級研修会を、松前小学校、松前中学校では、海や浜辺を美しくする運動について取り組むことにしております。

学力の定着と向上につきましては、全国学力・学習状況調査、愛媛県学力診断調査等の学力調査や各学校が実施する学校評価を分析して、より学力向上につながる具体的な施策や取り組み等について、学力向上推進委員会において検討する中でさらなる学力の向上を図りたいと考えております。

いじめ問題につきましては、学校、家庭、地域がより連携しながら、未然防止に向けた

取り組みをより強固にしたいと考えており、いじめを生まない生き生きとした学校づくりに取り組みます。

英語教育につきましては、外国語指導助手のさらなる活用について検討し、子供たちの英語活動の充実と英語力の向上に取り組みます。また、小学校高学年での教科化を見据えた小学校における英語学習のレベルアップを図っていきたいと考えております。

給食センターにつきましては、アレルギーを持つ子供たちも安全に安心して給食が食べられるように、万全の態勢で臨みます。

次に、社会教育でございますが、生涯学習につきましては、全ての人々が生涯にわたって学習活動や社会参加を行うことができるよう各種事業を行います。また、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されている西公民館、北公民館については、安全・安心に利用していただくために耐震診断の予算を計上しております。

人権教育につきましては、人権・同和教育推進を図るため、学校、家庭、地域と連携を図りながら、より一層人権・同和教育の推進に取り組んでまいります。

社会体育につきましては、町民の健康で心豊かな人づくりを目指して、自発的なスポーツ活動をサポートするため、体育協会等と連携しながら、各種スポーツ大会、教室を開催するほか、スポーツ施設の整備充実や、スポーツ団体、クラブの育成等に努めてまいります。

また、えひめ国体に向けて、ホッケー、ボクシング競技の教室も引き続き実施し、各種団体と連携し住民へ周知していきたいと考えております。

次に、松前公園体育館、文化センターの管理運営につきましては、指定管理者と定期的に連絡会を持ち、住民が快適に利用できるよう指導、監督に努めてまいります。

松前町誌につきましては、町誌編さん準備委員会を立ち上げ、具体的に準備を進めていくことにしております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 教育長の諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第1号 松前町新型インフルエンザ等対策行動計画について（上程、報告、質疑）

○議長（三好勝利） 日程第5、報告第1号松前町新型インフルエンザ等対策行動計画についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 報告第1号松前町新型インフルエンザ等対策行動計画について報告をいたします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により報告をするものであります。

内容につきましては、山本健康課長に説明をさせます。

○議長（三好勝利） 山本健康課長。

○健康課長（山本有三） それでは、松前町新型インフルエンザ等対策行動計画についての概要につきまして御説明いたしますが、まず松前町新型インフルエンザ等対策行動計画作成に当たっては、既に作成済みである愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえて原案を作成後、昨年12月26日から1カ月間、町ホームページを通じて広く一般町民からの意見を聞くためのパブリックコメントを実施、あわせて県行動計画との整合性を図るための意見聴取など、協議を行い作成したものでございます。

それでは、参考資料をもとに概要を御説明いたしますので、1ページをお開きいただいたらと思っております。

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが人に感染し、死亡する例も報告されております。このような高病原性鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、急速かつ大規模な蔓延を引き起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されております。

こうしたことから、政府におきましては、平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、その脅威から国民の生命と健康を保護し、国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定、平成25年4月に施行されました。

松前町新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項において、市町村長は都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする規定し、計画の位置づけがされていることから、平成25年12月に作成された愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、松前町の対策行動計画として別冊のとおり作成したものでございまして、本町の危機管理にかかわる重大な課題と位置づけ、国や県との連携を密にとりながら、対策に取り組むこととしております。なお、対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症につきましては、ごらんの図のとおりでございます。

2ページには、まず対策の目的といたしまして、1つ目に、可能な限り感染拡大を防止し、町民の生命の保護と健康被害を最小限にとどめること、2つ目には、町民の生活と経済に及ぼす影響が最小となるよう努めることが考えられます。新型インフルエンザ等の発生流行規模は、出現した病原性や感染力等により左右され、流行を予測することは困難であると思われませんが、病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には高い致死率となり、

甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されております。次の被害想定を表は、現時点における過去に世界で大流行したインフルエンザのデータや、科学的知見による国及び愛媛県の想定方法と同じ計算、これは全人口の25%が重度の病原体に罹患し、流行が約8週間続くと仮定した場合での計算を行い、被害想定を推計したもので、松前町の人口3万359人に対する罹患者数は約7,600人、死亡者数は約150人と推計をされております。

こうしたことから、新型インフルエンザ等発生時に実施する主な措置といたしましては、まず県内外の発生状況等の情報収集、住民への適切な情報提供と共有、そして新型インフルエンザ等の予防や蔓延防止、さらには住民の生活及び地域経済の安定に関する対策などが重要となってまいります。ただ、発生時に実施すべき主な対策は、感染の段階に応じてとるべき対策が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、6つの発生段階として捉え、各段階において想定される状況に応じた対応を示したものが3ページの図に示しているとおりでございます。

発生段階別での対策では、まず第1段階としての未発生期であります。いわゆる新型インフルエンザ等が発生していない状況、また海外において鳥などの動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られない状況のことで、対策といたしましては、行動計画の見直しや住民接種マニュアルの作成、県や関係機関からの情報の収集と共有、感染症の基本知識や予防対策の情報提供などを行うこととしております。

次は、第2段階としての海外発生期であります。いわゆる海外で新型インフルエンザ等が発生し、国内では患者が発生していない状況のことで、対策といたしまして、ウイルス等の県内侵入をできるだけおくらせる体制整備、愛媛県の帰国者・接触者相談センターの紹介、松前町相談窓口の設置や町民への情報提供の強化などを行うこととしております。

次は、第3段階としての県外発生期でございます。いわゆる国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態のことで、対策といたしまして、状況による連絡調整会議の開催、特に国による緊急事態宣言が発令された場合には、本町におきましても対策本部を設置し、基本的な感染予防策の勧奨、病院、学校等に対する感染予防策の強化要請、事業者への感染予防策の徹底などを行うこととしております。

次は、第4段階としての県内発生早期でございます。いわゆる愛媛県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態のことで、対策といたしまして、迅速な住民への情報周知、町の健康相談窓口の対応強化、病院、学校、各施設、事業所に対して感染予防策の強化呼びかけ、住民予防接種の実施などを行うこととしております。

次は、第5段階としての県内感染期でございます。いわゆる愛媛県内で新型インフルエ

ンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態のことで、対策といたしまして、引き続き迅速な住民への情報の提供と周知、病院、学校、各施設、事業所に対して感染対策の強化及び外出を控えるよう呼びかけ、住民接種の実施を進めるなど、予防、蔓延の防止対策を行うこととしております。

最後に、第6段階としての小康期でございます。いわゆる新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態で、大流行は一旦終息している状況のことで、対策といたしましては、引き続き発生状況の情報収集はもとより、流行の第2波に備えた注意喚起の継続、次の流行の波に備えた対策の検討などを行うこととしております。

いずれにいたしましても、いつ発生するか予測がつかない新型インフルエンザ等の対策に当たりましては、国、県及び県内市町や関係機関が連携して取り組むことが重要であるとともに、万が一発生した場合には可能な限り感染拡大を防止し、町民の生命の保護と健康被害を最小限にとどめるために、迅速かつ的確で総合的な対策を行いたいと考えております。

以上で概要説明を終わります。

○議長（三好勝利） 質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

~~~~~

#### 日程第6 議案第1号 松前町行政手続条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

○議長（三好勝利） 日程第6、議案第1号松前町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第1号について提案理由を申し上げます。

行政手続法の一部改正等に伴い所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、総務部長事務取扱中矢副町長に説明させますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 議案第1号について補足して説明をいたします。

参考資料の1ページをお開きください。



行政手続法は、処分、届け出、行政指導等に関する手続を定めた法律ですが、その対象範囲は法律等に基づくもののみとなっております。そのため、本町では、条例等に基づく処分、届け出、行政指導等につきましては松前町行政手続条例で定めております。このたび行政手続法が一部改正されたため、松前町行政手続条例においても同様の改正を行うものであります。

改正の概要は次のとおりです。

1、行政指導の根拠等の提示義務。行政指導を行う際、現行の趣旨、内容、責任者に加えまして、根拠となる法令の条項、その条項に規定する要件、要件に適合する理由を示すことといたします。

2、行政指導の中止等の求め。法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた者は、その行政指導が法律または条例に規定する要件に該当しないと思うときは、書面でその旨を申し出て、中止等を求めることができることといたします。

3、処分等の求め。何人も法令に違反している事実がある場合に、書面でその旨を申し出て、是正のための処分等を求めることができることといたします。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第 7 議案第 2 号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例（上程、提案理由説明）

日程第 8 議案第 3 号 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専
念する義務の特例に関する条例（上程、提案理由説明）

日程第 9 議案第 4 号 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（上
程、提案理由説明）

日程第 10 議案第 5 号 松前町職員定数条例の一部を改正する条例（上程、提案理
由説明）

○議長（三好勝利） 日程第7、議案第2号松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第3号松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例、日程第9、議案第4号松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例及び日程第10、議案第5号松前町職員定数条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第2号から議案第5号までについて一括して提案理由を申し上

げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正並びに新たに条例の制定を行うものであります。

内容につきましては、総務部長事務取扱中矢副町長に説明させますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 議案第2号から議案第5号までについて補足して説明をいたします。

参考資料の1ページをごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行をされます。これに伴いまして、関係条例の整備を行うものです。

まず、議案第2号松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。教育長の身分が一般職から特別職に変わるため、新たに「教育長」を追加するとともに、附則におきまして松前町教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第3号松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の新規制定ですが、法律改正に伴う新たな教育長に職務専念義務が課せられることから、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例について定めるものであります。

議案第4号松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例は、教育長の身分が一般職から特別職に変わるため、「教育長」を追加するものであります。

最後の議案第5号松前町職員定数条例の一部を改正する条例は、法律改正に伴いまして引用条項を改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第11 議案第6号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（上程、提案理由説明）

日程第12 議案第7号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

日程第13 議案第8号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

○議長（三好勝利） 日程第11、議案第6号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例、日程第12、議案第7号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び日程第13、議案第8号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第6号から議案第8号までについて一括して提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を規定するために、新たに条例を制定するものであります。

また、同条例の制定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（三好勝利） 高橋保健部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第6号について補足して説明をいたします。

参考資料の1ページをごらんください。

まず、条例制定の背景についてですが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により改正された児童福祉法に、放課後児童健全育成事業に関する条項が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされたことに伴い、条例を制定するものです。

次に、条例制定の目的ですが、本条例を制定することにより、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障しようとするものです。

次に、基準の概要についてですが、設備面では専用区画等を設置し、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とすること、職員を支援の単位ごとに常時2人以上、うち1人は必ず放課後児童支援員を配置すること、児童の集団の規模は1クラス当たりの児童数をおおむね40人以下とすること、2ページになりますが、開所時間は、小学校の授業の休業日以外の日には1日につき3時間以上、小学校の授業の休業日には1

日につき8時間以上とすること、開所日数は1年につき250日以上を原則とすること、その他非常災害対策、利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応などについて規定をしております。

次に、条例における基準の考え方についてですが、市町村条例を定めるに当たっては、事業の従事者及び員数については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされています。

本条例においては、厚生労働省令の基準をもとに、本町の実情を踏まえて検討した結果、厚生労働省令と同じ基準を定めることで、設備及び事業の適切な運営が確保されるものと判断し、厚生労働省令どおりの基準を定める条例を策定しました。

ただし、就学している児童や静養するための機能を備えた区画及び面積基準並びに1人当たりの児童数については、平成27年度からの適用が困難であるため、平成32年3月31日までの経過措置を設けております。

次に、この条例の施行日については平成27年4月1日としております。

なお、3ページ以降に国が定める基準と本条例との対比を添付しておりますので、参考にしてください。

続きまして、議案第7号について補足して説明いたします。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

本条例の改正は、先ほど御説明いたしました議案第6号の松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例を定める条例の制定により、改正前の第4条以降について重複する内容となっておりますので、削除いたします。これによって、条例の内容から管理に関する事項がなくなりますので、題名と第1条の規定を改めております。

また、第3条では、改正前の放課後児童クラブに、なかよし学級、いきいき学級、ふれあい学級という通称が括弧書きで記載されておりますが、これを削り、正式な名称のみとしております。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第8号について補足して御説明いたします。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

別表の教育委員会の教育長の項目について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により教育長職が廃止されたため、削除するものです。

また、放課後児童支援員については、先ほど議案第6号で説明いたしました松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定により、事業者は事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないことが規定されたため、「支援員月額8万7,400円」を別表に追加するものです。

なお、この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行日、これは平成27年4月1日になりますが、この日から施行いたします。

また、経過措置として、改正法附則第2条第1項の場合には、改正前の条例の別表の教育委員会の教育長の規定は、なおその効力を有することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第14 議案第9号 松前町立幼稚園設置条例（上程、提案理由説明）

日程第15 議案第10号 松前町立保育所条例（上程、提案理由説明）

日程第16 議案第11号 松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例
（上程、提案理由説明）

日程第17 議案第12号 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例（上程、提案理由説明）

○議長（三好勝利） 日程第14、議案第9号松前町立幼稚園設置条例、日程第15、議案第10号松前町立保育所条例、日程第16、議案第11号松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例及び日程第17、議案第12号松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第9号から議案第12号までについて一括して提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、給付費制度の導入等により、関係条例の改正並びに廃止、さらに新たな条例の制定が必要となったものであります。

内容につきましては、岡本学校教育課長と高橋保健福祉部長にそれぞれ説明をさせていただきますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 岡本学校教育課長。

○学校教育課長（岡本 明） それでは、私のほうからは町立幼稚園の設置条例に関して補足して説明いたします。

今回の幼稚園に係る条例改正は、子ども・子育て支援法が本年4月1日から施行されることに伴い、施設型給付制度に統一されるため、公立幼稚園についてその内容を全部改正するものです。

それでは、参考資料の対照表をごらんください。

条例名を改正しております。右側の改正前の条例名「松前町幼稚園設置条例」から、左側の改正後は「松前町」を「松前町立」というふうにしております。

次に、各条文に見出しをつけ、第1条の設置については、設置条例であることから設置根拠をうたった条文に改正します。

第3条では、職員のことを規定した旧3条と4条を1つの条にまとめました。

第4条の保育料では、第1項で保育料徴収の根拠を、第2項で保育料の額を、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号で定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額とする旨を規定しております。

附則第1項では、法の施行日である27年4月1日から施行するようにしております。

それから、附則第2項は、この条例の第4条で保育料の徴収根拠を規定するようにしたため、松前町立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例の廃止を、附則第3項では、その徴収条例廃止に伴う経過措置を規定しております。

附則第4項では、第4条第1項の保育料の額に対し、法附則第9条の規定に基づく経過措置を規定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第10号について補足して説明をいたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定により、町立保育所の設置、入所児童、手続等必要な事項を定めるものです。

参考資料の3ページ、新旧対照表をごらんください。

概要のみの説明とさせていただきます。

第4条では保育所の入所資格を定めており、第1号では、子ども・子育て支援法第19条第2号の認定、これは満3歳以上の支給認定を受けた児童になります。第2号では、3歳未満の支給認定を受けた児童、第3号では、その他町長が特に保育の必要があると認める児童としております。

第5条では、入所手続として、児童の保護者は保育所への入所を希望するときは、町長に申し込み、その承認を受けなければならないことを規定しております。

第6条では、入所している児童に対し承認を取り消すことができる場合について規定しております。

第7条では、児童が感染症にかかった場合等特に必要と認めるときは、保育を停止することができることを規定しています。

第8条では保育料について規定していますが、第2項にありますように、保育料の額は子ども・子育て支援法第27条第3項第1号で定める内閣総理大臣が定める基準により算定

した額としております。

また、改正前の条例の第7条から第10条では、利用者が負担する額を規定しておりましたが、新たに制定する松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例に規定するため、この条例から削除しております。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第11号について補足して説明をいたします。

参考資料の1ページをごらんください。

この条例は、廃止の目的の(1)にありますように、児童福祉法の規定に基づき、保育所における保育の基準を定めております。今回、子ども・子育て支援法の制定により、保育の実施は子供のための教育、保育給付と位置づけられ、市町村が支給認定を行うこととなりました。その支給認定を受けるための基準については、子ども・子育て支援法施行規則において規定されているため、本条例を廃止するものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

また、子ども・子育て支援法施行規則の基準と現在の条例の基準の比較表を掲載しておりますので、参考にしてください。

続きまして、議案第12号について補足して説明をいたします。

こちら議案書の25ページのほうをごらんください。

この条例は、第1条にありますように、子ども・子育てに規定する利用者負担額を定めるために制定するものです。

第3条では、利用者負担額は、政令で定める額を限度として別に規則で定める額としております。

第4条では、利用者負担額を、支給認定保護者等や特定教育・保育施設等に通知することを規定しています。

第5条では、利用者負担額の納期限、第6条では督促及び滞納処分について規定をしております。

第7条では、災害その他のやむを得ない理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減免することができることとしています。

第8条では、既に納付した利用者負担額等については還付しないことについて規定をしております。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行いたします。

また、参考資料として、利用者負担の考え方などについて記載しておりますので、参考にしてください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第18 議案第13号 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例  
(上程、提案理由説明)

○議長(三好勝利) 日程第18、議案第13号松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石勝也) 議案第13号について提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたことにより、従来は省令で規定されていた事項を条例で規定するために、新たに制定をするものであります。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長(三好勝利) 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長(高橋昌志) それでは、議案第13号について補足して御説明を申し上げます。

資料1 ページをごらんください。

まず、条例制定の経緯と目的ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月に公布されたことに伴い、介護保険法の一部が改正され、従来厚生労働省令により全国一律に定められていた地域包括支援センターが、包括的支援事業を実施するために必要な基準については市町村条例で定めることとなりましたので、新たに条例を制定するものです。

2ページには、条例制定に当たっての基準の分類をあらわしたもので、その内容によって従うべき基準及び参酌すべき基準に区分し、それぞれの基準で許容される範囲内で条例を制定することとなっております。

条例制定に対する町の考え方は、その内容のほとんどが、松前町の実情に国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情、地域性が認められないことから、原則国の基準に基づき条例を制定することとしています。人員配置基準を規定する条項については、国の基準では、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満に対する職員の人員配置基準であり、本町では既に第1号被保険者の数が6,000人を超えているため、6,000人を超える場合の配置基準を町独自で加えた規定としています。具体的には、6ページの表をごらんください。

第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上9,000人未満の場合には1人を、おおむね9,000人以上1万2,000人未満の場合は2人を加えることにしております。



なお、施行日は平成27年4月1日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第19 議案第14号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

○議長（三好勝利） 日程第19、議案第14号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第14号について提案理由を申し上げます。

介護保険法第117条及び129条の規定により、平成27年度から平成29年度における第1号被保険者に課する保険料額を算定したこと並びに介護予防・日常生活支援総合事業の実施を猶予するため改正するものであります。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第14号について補足して御説明いたします。

今回の条例改正は、松前町介護保険事業計画の見直しに伴い、平成27年度から平成29年度間の介護保険料額を改定するものです。

参考資料の1ページをごらんください。

平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険料は、第1段階から第8段階とするとともに、この間の特例として、第3段階と第4段階を細分化することにより10段階に区分していました。平成27年度から3年間の介護保険料は、従来の第1段階と第2段階を第1段階とし、従来の第7段階を第8段階と第9段階として、第5期と同様に10段階に区分しています。

改正内容につきましては、資料の4ページをごらんください。

第2条は介護保険料率の規定で、1号から10号まで10段階で保険料額を定めています。

5ページになりますが、第2条第2項から6ページの第5項までは、介護保険法施行令の改正に合わせて、所得段階の基準になる合計所得金額を定めています。

第3条第2項は、普通徴収に係る保険料の納期の通知方法等について改正をしています。

第4条第3項については、介護保険料の所得段階を8段階から10段階に変更したこと

に伴い、介護保険法施行令の引用条項の改正を行っています。

7ページをごらんください。

附則の第8条は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に規定している介護予防・日常生活支援総合事業等については、平成27年4月1日から施行することとなっておりますが、経過措置として条例に定めて、施行期日を変更できることとなっているため定めるものです。

次に、8ページの一部改正条例の附則第1項において、施行期日を平成27年4月1日としています。同じく、附則第2項は経過措置の規定です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第20 議案第15号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

日程第21 議案第16号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

日程第22 議案第17号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明）

○議長（三好勝利） 日程第20、議案第15号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第21、議案第16号松前町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び日程第22、議案第17号松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第15号から議案第17号までについて一括して提案理由を申し上げます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービス等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第15号について補足して御説明いたします。

参考資料の1ページをお開きください。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が一部改正されたことにより、条例の改正を行うものです。町の条例は、基本的には国の基準に準じて制定しているため、国の基準の改正に合わせて町の条例を改正しております。

改正内容については多岐にわたっておりますので、3ページから37ページの新旧対照表を参考にしてください。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

次に、議案第16号について補足して説明いたします。

参考資料の1ページをお開きください。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことにより、条例の改正を行うものです。町の条例は、基本的には国の基準に準じて制定しているため、国の基準の改正に合わせて町の条例を改正しております。

改正の内容については多岐にわたりますので、2ページから14ページの新旧対照表を参考にしてください。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

続きまして、議案第17号について補足して説明いたします。

参考資料の1ページをお開きください。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が一部改正されたことに伴い、条例の改正を行うものです。町の条例は、基本的には国の基準に準じて制定しているため、国の基準の改正に合わせて町の条例を改正しております。

改正の内容は、次の2ページから5ページに新旧対照表がありまして、こちらを参考に  
していただければと思います。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

11時まで暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前11時0分 再開

○議長（三好勝利） 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

日程第23 議案第18号 松前町公園条例の一部を改正する条例（上程、提案理由
説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第23、議案第18号松前町公園条例の一部を改正する条例を議題
とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第18号について提案理由を申し上げます。

松前町公園条例に規定しているその他の公園について、効率的な管理を行うため所要の
改正を行うものであります。

内容につきましては、伊賀上産業建設部長に説明させますので、御審議のほどをよろし
くお願いします。

○議長（三好勝利） 伊賀上産業建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） それでは、議案第18号について補足説明いたします。

お手元の参考資料の2ページから3ページをごらんください。

今回の条例改正は、従前より管理しておりました都市公園7カ所、その他公園3カ所の
合わせて10カ所の公園を、効率的な管理を行うため全て都市公園とするものです。この改
正により、今後改修や災害により被災した場合には国の補助が受けられるようになります。

なお、この条例の施行期日は平成27年4月1日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

村井議員。

○7番（村井慶太郎議員） 勉強不足なもので1つお伺いしたいんですけど、効率的な管

理を行うためとなっておりますが、その他の公園から都市公園ということで。今も部長から説明がありましたが、国の補助がもらえるということなんですけど、そのほかにその他の公園から都市公園になったら具体的に、その他の公園と都市公園とはどういうふうに違うか具体的な答えがあったら、ちょっと教えてくださいや。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） その他の公園といいますのは、以前親水公園として建設いたしました都市計画法に規定されていない一般の公園でございます。今回改正します都市公園にいたしますと、都市計画法に基づく公園として都市局の補助金がいただけるようになりますので、今回改正を行うようにしております。

（7番村井慶太郎議員「はい、わかりました」の声あり）

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 1つお伺いいたします。

現在は、このひよこたん、有明、福德は、地元の方々との協力のもと管理をしてると認識しておりますが、今後こういう都市公園になった場合に現在との管理に変更が出てくるのかどうか、今後問題はないのかということだけお伺いいたします。

○議長（三好勝利） 伊賀上部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 現在、この3カ所の公園につきましては、有明公園を除き町が主体として管理しております。今回全て都市公園とすることによって、管理の形態については変更ございません。

○議長（三好勝利） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第18号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり決することにしました。

~~~~~

日程第24 議案第19号 松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象  
工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由  
説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第24、議案第19号松前町水道事業の水道の布設工事監督者を配置する対象工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案者の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第19号について提案理由を申し上げます。

町職員における水道の布設工事監督者の資格基準を拡大し、監督者の確保を図ることで現場業務の運営をより円滑に行うため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、伊賀上産業建設部長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（三好勝利） 伊賀上産業建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） それでは、議案第19号について補足説明いたします。

お手元の参考資料の2ページをごらんください。

今回の条例改正の目的は、現場業務の円滑化を図るために、町職員において水道布設工事監督者の資格基準を拡大し、監督者を拡充するものです。

なお、規則において対象となる町職員は、各施工監理の資格を有する者を充てる考えです。

この条例の施行期日は平成27年4月1日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第19号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第25 議案第20号 松前町消防団条例の一部を改正する条例（上程、提案理

由説明、質疑、討論、採決)

○議長（三好勝利） 日程第25、議案第20号松前町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第20号について提案理由を申し上げます。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定趣旨を踏まえ、消防団員の処遇を見直すために所要の改正を行うものです。

内容につきましては、総務部長事務取扱中矢副町長に説明をさせますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 議案第20号について補足して説明をいたします。

参考資料をごらんください。

南海トラフ巨大地震の発生が予測されていく中で、地域防災力の充実強化を図るため、平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団支援法が制定をされました。この法律では、消防団を地域防災力の中核的な役割を果たす存在と位置づけて、団員の確保や処遇の改善などについて国と地方公共団体が一体で充実強化に取り組んでいくこととしております。この制定趣旨を踏まえまして、消防団の充実強化に向け、松前町消防団条例の一部改正を行うものであります。

まず、消防団員の確保を図るため、消防団員の任命につきまして、町内に勤務する者を追加するものであります。

次に、消防団員の処遇を改善するため、消防団員手当の引き上げを行うものです。

2ページ、3ページを見ていただきますと、年末夜警手当、出動手当、訓練手当、特別訓練手当及び水防出動手当をそれぞれ400円引き上げるものであります。

この条例は平成27年4月1日から施行をいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

松本議員。

○9番（松本一二美議員） 何点か質問させていただきます。

昨年、私もこの消防団に対しての一般質問をさせていただいております。本当に消防団員はなくてはならない存在ということで、命を守っていただけるということで、こういう形で対応していただくことを大変喜ばしく思っておりますが、1番の勤務する方も含むということで、これも提案させていただいたんですが、記憶するところにおきましては東レ

は東レでしていると。塩屋近辺はたくさんの方が近隣から勤務されておられるので、そういう方も含めてどうですかということで提案させていただいたら、こういう形でなるということなんですが、一定懸念するのは消防団の方々の訓練と交流ですが、特に休日、日曜日にそういう練習をしたりすることが多いかと思うんですが、そういう点に関しての問題等々はどういうふうにご考慮されるのかだけお伺いいたします。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） 町内に勤務する者も消防団員の資格に入れるという内容で今回改正させてもらっております。町外に居住する者ということでございますので、現実的にはふだんの生活は町外ということになっておりますが、対象とする者としましては、町内に住んでおいてそこで消防団活動をしておいて、たまたま結婚等で町外の比較的近いところに転出された場合、こういった場合でも、今までの資格要件でございますと消防団の資格がなくなるというようなことになっておりました。そういった方も、やはり消防団活動として地域でそれまで生活しておりました実態もございますので、そういった方には引き続き松前町の消防団員としてやっていただくということで、少し遠方にはなりますが、日常の訓練とか年末夜警とか、できる範囲で協力はさせていただけるというふうには考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 確認なんですけど、本町に居住する者と勤務する者という認識ではないんですか。本町で昼間勤務されてる方も消防団員に求めるということではないんですか。今、課長の答弁をお聞きすると、町内に住んでおられて町外に勤務するみたいなことに捉えたんですけど、そのもう一回確認です、お願いいたします。

○議長（三好勝利） 金子課長。

○総務課長（金子知芳） 済いません。あくまで町内に勤務する者で、町内に今まで住んでおいた人が、例えば結婚なんかで町外に居住を構えたとか、松山市の近くのところに構えたというような職員が、町の職員なんかを例にしますとわかりやすいんですが、町職員でどこかの地域で消防団として活動してくれよった人が、たまたま町外に居住地を構えるような場合があった場合にも、それまでもともとあった消防団で活動していただくことがこれによって可能になるということでございます。あくまで、勤務先は町内にあって、居住地が今までは松前町内でもございましたが、町外に若干出た場合でも消防団の資格は有するという内容にしたものでございます。

○議長（三好勝利） しばらく暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（三好勝利） 再開いたします。

金子課長。

○総務課長（金子知芳） あくまで町外の在住者で、町内に勤務する者を対象にするということでした。先ほど逆の事例みたいな形で、結果的には一緒の内容ではあるんですが、町内の事業所に勤めよる人も昼間は松前町内におるわけですから、そういう人たちも消防団員の資格を有していただいて、昼間の災害に備えていただくということでございます。

ただ、そういった訓練、土日の訓練とか年末夜警とかもございませう。それらにつきましては、できるだけ協力していただくというようなことになってきます。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 3回目であれですけど再確認で、だから消防団の団員をこれから募集するのも本当に大変ということで、勤務されてる方も含んでそういう松前町の消防に関して対応していただけるということへの拡大というか、そういうことで改正をするということで認識をしてよろしいんでしょうか、もうその1点なんです。

だから、今課長が言われたことに関したら、今までおった人が松前以外に住んで、その人もなじみがあるから再びやってもらっていいよということの解釈をしたんですけど、そうじゃなくて、この条例改正の文面から理解するのは、昼間勤務されてる方も、例えば昼間消防の出動があった場合には、その会社等々は連携をとりながらしていただけるということで拡充が図れるということで認識をしたんですが、それでよろしいでしょうか、もうそれ再確認です。

○議長（三好勝利） 金子課長。

○総務課長（金子知芳） 町内に勤務する方についても、松前町の消防団として活動していただくという趣旨でございます。

○議長（三好勝利） 岡井議員。

○11番（岡井馨一郎議員） その件で1つお伺いしたいんですが、実は集落で消防団に入っておったと。結婚して町外に出た、勤務先はもともと町外にある。けども、その地域に独身の時代は住んで、消防団に入っていた。その方が結婚して、例えば松山市あるいは東温市へ居住を変えられた。でも、その方は消防団としてその地域の消防団にも加入することができるのかどうか。例えば、外におって勤務してくれてる人は確かにこういう条文で出ましたけども、逆にいた人が外へ出て、勤務はこちらにない、地元にはない、松山市にある、あるいは東温市にある、伊予市にある、そのときにはどうなるのか、そのところのもんがちょっと抜けてるような気がするんですが、そのあたりはどんなでしょうか。

○議長（三好勝利） 金子課長。

○総務課長（金子知芳） この要件が本町に居住する者または本町に勤務する者ということでございますので、そういった方につきましては要件を満たさないということになって

きます。

○議長（三好勝利） 岡井議員。

○11番（岡井馨一郎議員） どうこうというあれはないんですが、そういう方もなきやに思いますので、そのあたりをどういうふうに、いわゆるみなしみたいな形でやるのか、若い人がだんだん減っていくので、もともといた人にそのままおっただけ、あるいはおっただけのような方向性がとれるのかどうかそのあたりは、ここで答えは要りませんけれども検討していただいて、今後の持っていく方を考えてもらったらと思います。ひとつよろしくをお願いします。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 消防団員につきましては、ここでは団員手当の関係のみを規定しておりますが、そのほかに共済関係、退職手当関係がございますので、こういったものも町のほうで負担をしてまいります。そういったことで、やっぱりこういった消防団条例の中できちんと団員資格をうたった方のみに適用するような仕組みになっておりますので、そういった点で御理解をしていただけたらと思います。

○議長（三好勝利） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第20号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第26 議案第21号 平成26年度松前町一般会計補正予算（第5号）について（上程、提案理由説明）

日程第27 議案第22号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（上程、提案理由説明）

日程第28 議案第23号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（上程、提案理由説明）

日程第29 議案第24号 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（上程、提案理由説明）

○議長（三好勝利） 日程第26、議案第21号平成26年度松前町一般会計補正予算第5号について、日程第27、議案第22号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、日程第28、議案第23号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号について及び日程第29、議案第24号平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第21号から議案第24号までについて一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第21号平成26年度松前町一般会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億4,909万4,000円を追加し、総額を98億8,078万2,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について御説明をいたします。

子育て支援の充実につきましては、町立保育所や幼稚園の設備などを充実させ、適切な遊びや学習の場を提供し、児童の豊かな発達を促進するために、国の地方創生先行型事業を活用し、保育所、子育て支援センター及び幼稚園の備品の充実を図ります。

農水産業の振興につきましては、JR車両基地、貨物基地の整備にあわせ、周辺水路施設の流況変化に対応するとともに、農業用水の安定確保を図るために鶴吉水路の改修を行います。

商工業の振興につきましては、地域の消費を喚起し、地域経済を活性化させるために、国の交付金を受けてプレミアムつき商品券を発行いたします。

道路・交通網の充実につきましては、JR車両基地、貨物基地の整備にあわせ、周辺道路を整備することにより、安全で快適なまちづくりを推進するために町道東170号線の整備を行います。

計画的な自治体経営の推進につきましては、人口の動向や経済、雇用の実態等を踏まえ、地域の実情に応じた人口減少に関する施策について地方版総合戦略を策定し、地域経済の活性化を図ります。

一般会計3月補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が9,071万2,000円の増、一般財源が5,838万2,000円の増となっております。

議案第22号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億1,111万1,000円を追加し、総額を36億2,638万3,000円とするものです。

議案第23号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号は、既定の保険事業勘定から歳入歳出それぞれ648万9,000円を減額し、総額を26億8,584万9,000円とするものであ

ります。

議案第24号平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1,379万3,000円を減額し、総額を5億7,286万5,000円とするものであります。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~

日程第30 議案第25号 平成27年度松前町一般会計予算について（上程、提案理由説明）

日程第31 議案第26号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について（上程、提案理由説明）

日程第32 議案第27号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について（上程、提案理由説明）

日程第33 議案第28号 平成27年度松前町介護保険特別会計予算について（上程、提案理由説明）

日程第34 議案第29号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について（上程、提案理由説明）

日程第35 議案第30号 平成27年度松前町水道事業会計予算について（上程、提案理由説明）

○議長（三好勝利） 日程第30、議案第25号平成27年度松前町一般会計予算について、日程第31、議案第26号平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について、日程第32、議案第27号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第33、議案第28号平成27年度松前町介護保険特別会計予算について、日程第34、議案第29号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について及び日程第35、議案第30号平成27年度松前町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第25号から議案第29号までは地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第30号は、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第25号平成27年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ92億5,617万1,000円と定めるものであります。

以下、一般会計当初予算案の主要事業について、総合計画の基本施策と関連させながら

順次御説明をいたします。

安全・安心、快適な松前町をつくるについてであります。

まず、消防・防災の充実につきましては、頻発する大雨に対応するため、気象観測設備の水位計を更新するほか、河川監視カメラを設置して災害への対応を迅速化いたします。

また、地域防災力の向上を図るため、消防団設備の充実強化を図るとともに、老朽化が進む第4分団の消防詰所を新たに整備いたします。

伊予消防等事務組合に対しては、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の更新など、災害から住民の生命、財産を守るために必要な整備、運営費等を負担します。

環境・景観の保全と創造につきましては、地球温暖化の防止を推進するため、県の補助事業が終了するものの、助成額を減額し、住宅用太陽光発電システム設置に対する支援を継続いたします。

廃棄物処理の充実につきましては、一般廃棄物の収集運搬処理を適正に実施しつつ、可燃ごみの指定ごみ袋の利用やごみの分別を一層徹底することで、焼却、埋立ごみの減量化を進め、リサイクルの推進により資源の再利用を図ってまいります。

また、これらのごみの処理に関して、伊予地区清掃センターにおけるごみ処理に係る費用を負担するとともに、施設の耐震化に関する費用を負担します。

し尿の処理につきましては、広域的な体制の充実のため、共立衛生組合塩美園の運営に必要な費用を負担するとともに、老朽化した施設、設備の更新のための費用を負担します。

上下水道の整備につきましては、公共水域の水質汚濁を防止し、環境保全、公衆衛生の向上を図り、下水道事業とのバランスを考慮しつつ、住民の負担を軽減するため浄化槽の設置に対する補助を行います。

公園・緑地・水辺の保全につきましては、松前公園の利用者の利便性と利用率の向上に向けて、公共スポーツ施設インターネット予約システムの更新を行います。

第2点目は、健やかで優しい松前町をつくるであります。

地域福祉の充実につきましては、消費税率の引き上げに伴い、低所得の方や子育て世帯への影響を考慮して、昨年度に引き続き臨時的な措置として対象者の方へ給付を行います。

高齢者支援の充実につきましては、高齢者の方の生活を維持、継続していくため、第6期松前町介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するため、特別会計に対して繰出金を支出します。

障がい者支援の充実につきましては、障がい者や障がい児の自立と社会参加を基本とし、社会の一員として快適な生活が送れるよう、自立支援給付や地域生活支援などの事業を行います。

全国障害者スポーツ大会につきましては、平成29年に国民体育大会とあわせて開催が予定されていることから、大会に向けての準備を行います。

子育て支援の充実につきましては、本年4月より子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、保育所、幼稚園、認定こども園に対して施設型給付を行います。

放課後児童クラブにつきましては、待機児童の解消を図るため、松前校区の定数を拡充します。また、児童クラブの充実を図るため、北伊予小学校放課後児童クラブの施設整備に着手をします。

健康づくりの推進につきましては、全ての町民が健康で生き生きと生涯にわたって暮らせるように、病気等の早期発見、治療につなげていくため、総合健診やがん検診を実施します。また、不妊治療を受けている方の負担を軽減するため、特定不妊治療を受けている方の治療費の一部を助成します。

社会保障の充実につきましては、社会保障を担う特別会計の財政基盤の安定を図るため、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計に対して、繰出金を支出いたします。

第3点目は、人と文化が輝く松前町をつくるであります。

学校教育の充実につきましては、障がいのある児童・生徒が安心して学校生活を過ごすため、学校生活支援員を増員して学習面等の支援を行います。各小・中学校及び給食センター、幼稚園につきましては、児童・生徒、園児が施設を快適に使用できるよう、維持管理のために必要な修繕工事等を行います。

生涯学習の推進につきましては、西公民館と北公民館を安全に利用できるよう、耐震診断を実施します。

スポーツの振興につきましては、平成29年のえひめ国体に向けて、昨年発足いたしました愛顔つなぐえひめ国体松前町実行委員会と連携して準備を進めていきます。

また、松前町民グラウンドホッケー場の整備工事を引き続き行います。

文化芸術の振興につきましては、例年10月末の土曜、日曜の2日間で開催をしております文化祭について、住民参加の文化のまちづくりを推進するために、バザーはたわわ祭に移行し、芸能文化の普及、向上の機会となるように衣替えをして、作品展示会や芸能発表会などを実施します。

第4点目は、豊かでにぎわいのある松前町をつくるであります。

農水産業の振興につきましては、農地と農業用の用水施設などの日常管理や、集落が行う清掃活動、水路の補修などに対して、施設の長寿命化を図るため支援を行います。

また、青年の新規就農者の農業経営を安定させ、持続可能な力強い農業の実現を目指すため、給付金の給付を行うとともに、農地プランに位置づけられた団体等に対して助成を行い、農業経営の発展と改善を図ります。

さらに、農業従事者の労力の軽減や経費の削減を図り、農業経営の安定に資するため、各種土地改良事業を実施します。

水産業の振興、育成につきましては、老朽化した船揚げ場の施設改修について助成をいたします。

商工業の振興につきましては、生産者及び関係団体と連携し、地場産業の推進のためのイベントを開催するとともに、県内外でPRを積極的に行います。

第5点目は、飛躍を支える松前町の基盤をつくるであります。

土地の有効利用につきましては、土地の実態を総合的に調査し、土地をより高度にかつ合理的に利用するための基礎資料を整備するとともに、地籍の明確化を図る国土調査事業の推進を図ってまいります。

市街地の整備につきましては、地域の住環境を改善し、災害時の倒壊被害を防止するとともに、自主的な除却を促すため、指定区域の老朽建物除却事業を進めてまいります。

住宅施策の推進につきましては、木造住宅の耐震化を促進するために、耐震診断や設計、耐震改修の費用の一部を助成いたします。

道路・交通網の充実につきましては、住民の交通の利便性を確保するため、コミュニティバス運行の支援を行います。

また、鉄道施設の老朽化対策事業に対して助成を行い、公共交通の安全運行の確保と利便性の向上を図ります。

情報化の推進につきましては、平成28年1月から開始する社会保障・税番号制度について、行政サービスの向上と業務の効率化のため、引き続き運用に必要なシステムを構築いたします。

第6点目は、みんなで力を出し合う松前町をつくるであります。

コミュニティーの育成につきましては、地域の発展と住民の生活福祉の維持向上を図るため、コミュニティ活動の促進や施設整備に対し助成を行います。計画的な自治体経営の推進につきましては、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等管理計画を策定いたします。

そのほか、本年3月に町制施行60周年の節目を迎えることから、記念式典のほか、各種イベントを開催いたします。

以上が平成27年度一般会計予算案の主要事業であります。これを前年度と比較いたしますと2億7,835万5,000円、3.1%の増となっております。

次に、充当した財源であります。一般財源としましては、その根幹をなす町税40億8,730万3,000円、地方交付税13億3,300万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから15億1,752万4,000円を計上いたしております。

一方、国県支出金、地方債等の特定財源につきましては、それぞれ事業執行に見合う額

として23億1,834万4,000円を充当することといたしております。

議案第26号平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ38億9,849万円と定めるものであります。これを前年度と比較いたしますと4億5,535万2,000円、13.2%の増となっております。

議案第27号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億325万8,000円と定めるものであります。これを前年度と比較いたしますと1,184万7,000円、3.0%の増となっております。

議案第28号平成27年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定27億4,862万8,000円、介護サービス事業勘定2,049万7,000円と定めております。これを前年度と比較いたしますと、保険事業勘定1億1,271万5,000円、4.3%の増、介護サービス事業勘定29万7,000円、1.5%の増となっております。

次に、議案第29号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ6億5,328万4,000円と定めるものであります。これを前年度と比較いたしますと8,105万9,000円、14.2%の増となっております。

議案第30号平成27年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億5,066万1,000円、収益的支出4億5,971万1,000円、資本的収入1億6,965万円、資本的支出2億6,514万8,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入6,544万6,000円、17.0%の増、収益的支出1,521万7,000円、3.4%の増、資本的収入3,983万4,000円、30.7%の増、資本的支出3,918万2,000円、17.3%の増となっております。

以上が各会計の平成27年度当初予算の概要であります。御審議のほどをよろしく願いをいたします。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~

**日程第36 議案第31号 松前町教育委員会委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（三好勝利） 日程第36、議案第31号松前町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第31号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員坪内雅子氏の任期が、平成27年3月31日をもって任期満了となるため、委員として再任をいたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

参考として本人の経歴を添付をしておりますので、御一覧をいただきたいと思います。



よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第31号を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

日程第37 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第37、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第32号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員田中安男氏が平成27年6月30日をもって任期満了となるために、人権擁護委員法第6条第3項の規定により次の者を推薦し、議会の意見を求めるものです。

住所、伊予郡松前町大字大溝127番地5、氏名、田中安男氏、生年月日、昭和23年12月14日。

以上でございますが、参考として本人の略歴を添付をしておりますので、御一覧をいただき御審議のほどをよろしくお願ひします。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第32号を同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

~~~~~

日程第38 議案第33号 債権の放棄について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第38、議案第33号債権の放棄についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石勝也) 議案第33号について提案理由を申し上げます。

株式会社帝松サービスの破産手続終結に伴い債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、久津那町民課長に説明をさせますので、御審議のほどをよろしくお願ひします。

○議長(三好勝利) 久津那町民課長。

○町民課長(久津那延幸) それでは、議案第33号の補足説明をいたします。

参考資料をごらんください。

使用済みペットボトルの売買契約と未回収金の流れと経緯をまとめております。

松前町では、平成24年4月1日に、町が行政回収した使用済みペットボトルを株式会社帝松サービスに支払う売買契約を行いました。しかし、平成25年4月9日、松山地方裁判所において破産手続が開始され、平成25年3月分の売り払い金22万3,979円が回収できなくなりました。同年5月15日に破産債権届け書を松山地方裁判所へ提出し、その後3回にわたり債権者集会が行われ、平成26年4月30日付破産管財人からの通知により、松前町の配当額は2万8,551円となり、同年5月2日、売上金に対する配当金として入金され、未回収金は19万5,428円となりました。最終的には、同年5月12日の第4回債権者集会を経て、破産手続が終結しました。

一方、地方自治法施行令第171条の5第1項においては、法人である債務者がその事業を休止した場合など必要な要件を満たした場合には、以後その保全及び取り立てをしないことができることと規定されています。株式会社帝松サービスは、平成26年5月12日に破産手続が終結し、会社は消滅しており、地方自治法施行令の規定に該当しますので、未回収金19万5,428円の債権を放棄するものであります。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。  
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。  
採決を行います。

議案第33号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第39 議案第34号 土地改良事業の施行について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第39、議案第34号土地改良事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第34号について提案理由を申し上げます。

土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、玉井まちづくり課長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（三好勝利） 玉井まちづくり課長。

○まちづくり課長（玉井信二） それでは、議案第34号について補足して説明をいたします。

参考資料として事業の位置図を添付しておりますので、ごらんください。

平成27年度に農業用土地改良施設整備事業を予定しております。場所は大溝地区で、事業内容はポンプ及び制御盤が老朽したことによります改修を行うもので、事業費は600万円を予定しております。財源内訳は、県からの補助40%、地元負担25%、残りが町費となっております。

なお、これは土地改良法に基づく法手続を行うため、議会の議決を求めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。
採決を行います。

議案第34号を原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

**日程第40 議選第1号 伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について（上程、指名推選）**

○議長（三好勝利） 日程第40、議選第1号伊予市外二町共有物組合議会議員の選出についてを議題とします。

提案理由の説明を事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（大政博文） 議選第1号伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について。

伊予市外二町共有物組合同規約第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の組合議員を次のとおり選出する。平成27年3月2日。松前町議会議長三好勝利。記。1、選出すべき人数2人。2、該当地区大字南黒田、大字鶴吉。ただし、字安井、字本村及び字三軒家を除く。提案理由、伊予市外二町共有物組合組合長小笠原通夫氏より伊予市外二町共有物組合議員の任期が満了となるので、新しい議会議員の選出について依頼があったので提案するものである。

以上です。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。  
お諮りします。

選出の方法は指名推選としたいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、選出の方法は指名推選といたし

ます。

本件につきましては、議員全員協議会におきまして協議したとおり、南黒田地区より岡井武彦さん、鶴吉地区より橋本密雄さんを選出したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、伊予市外二町共有物組合議会議員に岡井武彦さん、橋本密雄さんを選出することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了をしました。

これにて散会をいたします。

午前11時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議員 三 好 勝 利

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

松前町議会議員 木 下 淳

3月3日（第2号）

平成27年松前町議会第1回定例会会議録

平成27年3月3日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 稲田輝宏   | 3番 加藤博徳   | 4番 寺下武    |
| 5番 八束正    | 6番 藤岡緑    | 7番 村井慶太郎  |
| 8番 早瀬武臣   | 9番 松本一二美  | 10番 澤田登代一 |
| 11番 岡井馨一郎 | 12番 伊賀上明治 | 13番 三好勝利  |
| 14番 木下淳   |           |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 白石勝也 |
| 副町長           | 栗田哲志 |
| 副町長<br>(防災担当) | 中矢博史 |
| 教育長           | 永見修一 |
| 保健福祉部長        | 高橋昌志 |
| 産業建設部長        | 伊賀上晃 |
| 総務課長          | 金子知芳 |
| 財政課長          | 升田年紀 |
| 財政課技監         | 瀧本精一 |
| 税務課長          | 島田恵介 |
| 国体準備室長        | 塩梅淳  |
| 福祉課長          | 大政哲志 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 町民課長        | 久津那延幸 |
| 保険課長        | 久津那良幸 |
| 健康課長        | 山本有三  |
| まちづくり<br>課長 | 玉井信二  |
| 産業課長        | 徳居芳之  |
| 上下水道課長      | 忽那俊幸  |
| 会計課長        | 松岡芳弘  |
| 学校教育課長      | 岡本明   |
| 社会教育課長      | 富田徹   |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局長      | 大政博文 |
| 議会事務局<br>書記 | 仙波晴樹 |



平成27年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.2

平成27年3月3日(火) 午前9時30分 開議

|       |            |                                           |               |
|-------|------------|-------------------------------------------|---------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 |                                           |               |
| 日程第2  | 議案第1号      | 松前町行政手続条例の一部を改正する条例                       |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第3  | 議案第2号      | 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例              |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第4  | 議案第3号      | 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例  |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第5  | 議案第4号      | 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例                  |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第6  | 議案第5号      | 松前町職員定数条例の一部を改正する条例                       |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(総務産業建設) |
| 日程第7  | 議案第6号      | 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例         |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第8  | 議案第7号      | 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例        |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第9  | 議案第8号      | 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第10 | 議案第9号      | 松前町立幼稚園設置条例                               |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第11 | 議案第10号     | 松前町立保育所条例                                 |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第12 | 議案第11号     | 松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例                 |               |
| 上程    |            | 質疑                                        | 委員会付託(文教厚生)   |
| 日程第13 | 議案第12号     | 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例          |               |

|       |        |                                                                                                       |             |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（文教厚生） |
| 日程第14 | 議案第13号 | 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例                                                                             |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（文教厚生） |
| 日程第15 | 議案第14号 | 松前町介護保険条例の一部を改正する条例                                                                                   |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（文教厚生） |
| 日程第16 | 議案第15号 | 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例                                                    |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（文教厚生） |
| 日程第17 | 議案第16号 | 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例          |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（文教厚生） |
| 日程第18 | 議案第17号 | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（文教厚生） |
| 日程第19 | 議案第21号 | 平成26年度松前町一般会計補正予算（第5号）について                                                                            |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第20 | 議案第22号 | 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について                                                                      |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第21 | 議案第23号 | 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について                                                                        |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第22 | 議案第24号 | 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について                                                                     |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第23 | 議案第25号 | 平成27年度松前町一般会計予算について                                                                                   |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第24 | 議案第26号 | 平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について                                                                             |             |
| 上程    |        | 質疑                                                                                                    | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第25 | 議案第27号 | 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について                                                                            |             |

|       |        |                            |             |
|-------|--------|----------------------------|-------------|
| 上程    |        | 質疑                         | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第26 | 議案第28号 | 平成27年度松前町介護保険特別会計予算について    |             |
| 上程    |        | 質疑                         | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第27 | 議案第29号 | 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について |             |
| 上程    |        | 質疑                         | 委員会付託（予算決算） |
| 日程第28 | 議案第30号 | 平成27年度松前町水道事業会計予算について      |             |
| 上程    |        | 質疑                         | 委員会付託（予算決算） |

午前9時30分 開議

○議長（三好勝利） これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

2番稲田輝宏議員、3番加藤博徳議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議案第1号 松前町行政手続条例の一部を改正する条例（上程、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（三好勝利） 日程第2、議案第1号松前町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 2点お聞きしたいと思います。

まず、「名あて人」という平仮名名詞を漢字にかえるということが一つの点だと思うんですけど、何かそこに意味があるのかどうかということと、それから33条以降に行政指導にかかわるものが指導をするときに、相手方に対してのいろいろな構成要件が過多に付加されているんですけども、この要件をいろいろと付加された背景というか、そういう社会的要請があったかどうか。もし具体的にそういう事例があるならば教えていただきたいなと思いました。

以上、2点です。よろしく願いいたします。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） ただいまの質問にお答えします。

名宛て人の漢字表記への改めにつきましては、法律の内容がそうなっておりますので、それに準じて改正するものでございます。

あと今回の条例改正の目的といいますか、いろんな条件が付加されておるといふ御質問でございますが、具体的な状況があったというふうなちょっと情報までは持ちえてはございませんが、改正の趣旨としまして、国民の権利利益の保護の充実のため、こういった目的で行政手続法が改正されましたので、そういった内容に準じて条例を改正したものでございます。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） そしたら、名宛て人に関しましては、法律の改正に伴うという

ことだということで理解いたしました。

それから、行政処分の手相手方に対する権利、国民の権利を守るといふことの趣旨から来ているといふことで判断させていただきました。ただ実際そういう何か具体的なそういったものがあつて、そういう問題等々が起こつてこういう要件が出てきたのではないかと思ひますので、またそういうことが今後起こりそうなこととかそういうようなことがわかれば、また教えていただきたらと思ひます。

以上です。

○議長（三好勝利） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがつて、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第3 議案第2号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（上程、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（三好勝利） 日程第3、議案第2号松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがつて、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第4 議案第3号 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例（上程、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（三好勝利） 日程第4、議案第3号松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第5 議案第4号 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(上程、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(三好勝利) 日程第5、議案第4号松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第6 議案第5号 松前町職員定数条例の一部を改正する条例(上程、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(三好勝利) 日程第6、議案第5号松前町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第5号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任

委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第6号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（上程、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（三好勝利） 日程第7、議案第6号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

**日程第8 議案第7号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（上程、質疑、委員会付託（文教厚生））**

○議長（三好勝利） 日程第8、議案第7号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第8号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（三好勝利） 日程第9、議案第8号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第8号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第9号 松前町立幼稚園設置条例(上程、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(三好勝利) 日程第10、議案第9号松前町立幼稚園設置条例を議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第11 議案第10号 松前町立保育所条例(上程、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(三好勝利) 日程第11、議案第10号松前町立保育所条例を議題といたします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第11号 松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例(上程、質疑、委員会付託(文教厚生))



○議長（三好勝利） 日程第12、議案第11号松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第11号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第12号 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例（上程、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（三好勝利） 日程第13、議案第12号松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例を議題とします。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第13号 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（上程、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（三好勝利） 日程第14、議案第13号松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を議題とします。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第14号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例(上程、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(三好勝利) 日程第15、議案第14号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第16 議案第15号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(上程、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(三好勝利) 日程第16、議案第15号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第17 議案第16号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

等を定める条例の一部を改正する条例（上程、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（三好勝利） 日程第17、議案第16号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第16号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第17号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（三好勝利） 日程第18、議案第17号松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

議案第17号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第19 議案第21号 平成26年度松前町一般会計補正予算（第5号）について（上程、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（三好勝利） 日程第19、議案第21号平成26年度松前町一般会計補正予算第5号についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第21号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第20 議案第22号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（上程、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（三好勝利） 日程第20、議案第22号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第22号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第21 議案第23号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（上程、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（三好勝利） 日程第21、議案第23号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第23号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第22 議案第24号 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について(上程、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(三好勝利) 日程第22、議案第24号平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第24号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第23 議案第25号 平成27年度松前町一般会計予算について(上程、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(三好勝利) 日程第23、議案第25号平成27年度松前町一般会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第25号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第24 議案第26号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について

(上程、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(三好勝利) 日程第24、議案第26号平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第26号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第25 議案第27号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について(上程、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(三好勝利) 日程第25、議案第27号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第27号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

~~~~~

日程第26 議案第28号 平成27年度松前町介護保険特別会計予算について(上程、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(三好勝利) 日程第26、議案第28号平成27年度松前町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第28号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第27 議案第29号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について(上程、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(三好勝利) 日程第27、議案第29号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第29号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第28 議案第30号 平成27年度松前町水道事業会計予算について(上程、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(三好勝利) 日程第28、議案第30号平成27年度松前町水道事業会計予算についてを議題とします。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第30号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了をしました。

これにて散会をいたします。

午前9時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 加 藤 博 徳



3月9日（第3号）

平成27年松前町議会第1回定例会会議録

平成27年3月9日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 稲田輝宏   | 3番 加藤博徳   | 4番 寺下武    |
| 5番 八束正    | 6番 藤岡緑    | 7番 村井慶太郎  |
| 8番 早瀬武臣   | 9番 松本一二美  | 10番 澤田登代一 |
| 11番 岡井馨一郎 | 12番 伊賀上明治 | 13番 三好勝利  |
| 14番 木下淳   |           |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 白石勝也 |
| 副町長           | 栗田哲志 |
| 副町長<br>(防災担当) | 中矢博史 |
| 教育長           | 永見修一 |
| 保健福祉部長        | 高橋昌志 |
| 産業建設部長        | 伊賀上晃 |
| 総務課長          | 金子知芳 |
| 財政課長          | 升田年紀 |
| 財政課技監         | 瀧本精一 |
| 税務課長          | 島田恵介 |
| 国体準備室長        | 塩梅淳  |
| 福祉課長          | 大政哲志 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 町民課長        | 久津那延幸 |
| 保険課長        | 久津那良幸 |
| 健康課長        | 山本有三  |
| まちづくり<br>課長 | 玉井信二  |
| 産業課長        | 徳居芳之  |
| 上下水道課長      | 忽那俊幸  |
| 会計課長        | 松岡芳弘  |
| 学校教育課長      | 岡本明   |
| 社会教育課長      | 富田徹   |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局長      | 大政博文 |
| 議会事務局<br>書記 | 仙波晴樹 |

平成27年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.3

平成27年3月9日(月)

午前9時30分

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(提出順位)

午前9時30分 開議

○議長（三好勝利） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

4番寺下武議員、5番八束正議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（三好勝利） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の届け出により順位を決めます。

6番藤岡緑議員。

○6番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました6番藤岡緑でございます。

通告書に従い、質問をさせていただきます。また、必要と感じたときは再質問させていただきます。

それでは、早速私の一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、女性の活躍促進についてということで、再就職、起業などを目指す女性への支援についてお伺いします。

国では、全ての女性が輝く社会の実現のためにさまざまな施策を進めていますが、今現在働いている女性だけでなく、家庭にいる女性でも、子育てしながら、あるいは家事をしながらでも、ふだんの生活から一歩踏み出したいという希望を持っている女性はたくさんいます。そして、その希望を実現化していくことは重要なことだと思います。特に、これから就職や地域貢献、起業にチャレンジしてみたいと思っている女性を応援するために、女性のチャレンジ応援プランとして施策をまとめ、具体的な支援策として厚労省が5つの支援の柱を立て、チャレンジしたい女性を応援しています。家事や子育てと両立可能な就職・再就職支援、専門資格等を生かした再就職支援、ひとり親家庭の方への就職支援、経験を生かした地域貢献などの支援、女性のアイデアで地域を元気づける起業支援、これらのコンセプトのもと予算化されたいろいろな支援策が打ち出されています。託児つき再就職支援セミナー、仕事と育児カムバック支援サイトなどでの情報交換、在宅ワークを始めたい方への情報提供、ひとり親家庭の方への就職へ結びつく教育訓練講座など、26年度中にもいろいろなものが実践されています。

このように、家事や子育てと両立可能な就職・再就職の準備セミナーや自宅開業のスキ

ルアップの講座など、民間と連携したような形での支援など、国の補助金を使つての実践例もあると聞きます。町としての考えをお伺いします。

次に、2つ目の質問として、ふるさと納税について今後の方針をお伺いします。

ふるさとや応援したい自治体に寄附すると税金が軽減されるふるさと納税は、全国的に定着してきていますが、特に前年度ぐらいから県内市町への寄附金件数に大きな差が出てきているようです。2014年度だけ見ても、多いところでは宇和島市の2億1,300万円、今治市の1億1,600万円、愛南町の5,400万円と続きます。一方、金額、件数ともに少ない分では、トップが松前町の31万円、鬼北町の49万円、松野町が91万円となっています。もちろん、寄附金の使い道、お礼の品を送るかどうかは各自治体に任されており、寄附者が使い道を選べる場合もあります。また、個人が希望する自治体に寄附すると確定申告で税金が戻ってくる仕組みで、2,000円の自己負担はありますが、その謝礼品は大抵その価格を超えているのでお得感があります。

ただ、地方の税収増や地域振興につながるという趣旨で2008年から始まったこの制度ですが、それぞれの自治体の考え方、取り組みでこれほどの差が生じているのも事実です。寄附先をふるさとに絞るべきという原点回帰の考え方もありますが、国は4月から寄附の上限を2倍に引き上げ、手続も簡素化するとの方向性を打ち出しています。となれば、特産品の内容や自治体の姿勢、アピールの方法などでますますその差が大きくなるのではないのでしょうか。まさに、県内でも二極化の進むふるさと納税について、今後の町としての考え方を伺います。

次に、町の活性化策についてということで、地方創生から地域主導のまちづくりについてお伺いします。

国の示す地方創生は、今までに出されてきた地方分権、地域活性化策をさらに長いスタンスと長期ビジョンで捉え、2060年の日本の人口を1億人程度確保し、東京一極集中化を是正しつつ、GDP1.5から2%程度を維持していこうというかなり膨大な構想です。

まずは、今後5カ年のまち・ひと・しごとの総合戦略を立て、地方も自立につながるようみずからが考え、責任を持って戦略を推進せよとのこと。そのためには、国も情報支援、人的支援、財政支援を切れ目なく行いましょうとの姿勢を示しています。ただ、目に見える緊急経済対策として2本柱の交付金が用意されて、現下の経済情勢等を踏まえた生活者、事業者への支援、これが地域消費喚起・生活支援型緊急支援交付金であり、片や地方が直面する構造的課題への実効ある取り組みを通じた地方の活性化のための交付金となっています。その後者のほうは地方先行型と呼ばれるメニューなのですが、松前町も早速国に対して、地方版総合戦略の策定として800万円からの交付申請をしています。これは、コンサル丸投げは許されず、しっかり産業界や官界、大学、マスコミ界、住民、労働界など多くの分野の人たちの意見を聞いてつくるものとなっていますが、優良施策等の実

施のメニュー例を見ても、何がどう変わったのかよくわかりません。さらに、従来の町がつくった平成21年から31年にかけての第4次松前町総合計画との整合性について、どう折り合いをつけ総合戦略を実現していくのか町の考えを伺います。

最後の質問になります。

町民の健康についてということで、インフルエンザについてお聞きします。

ことしも全国的な季節型インフルエンザの猛威にさらされましたが、町内の流行の度合いはどうだったのでしょうか。例えば、町内の小学校、中学校や高齢者施設など住民の状況はどうでしょうか。特に、事前の暮らしや健康面での注意喚起、早目の対応など具体的な町としての対策は十分であったのでしょうか。学級閉鎖や重篤になる患者の事例などはなかったのでしょうかなど、しっかりとした総括が必要だと考えます。この点について、まず伺います。

また、平成25年に制定された新型インフルエンザ等対策本部条例から、さらに昨年末には新型インフルエンザ等対策行動計画の策定があり、県に準じて6つの発生段階で捉え、より具体的な対策が出されています。今後の新型インフルエンザに対する考え方、対策、またこの複雑な行動計画を町民へどう周知してもらい、円滑な対応ができるようにするための情報伝達方法など町の考えを伺います。

以上で最初の質問とさせていただきます。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 私のほうからは、町の活性化策についてお答えをいたします。

政府は、昨年11月にまち・ひと・しごと創生法を成立させ、12月には、国における人口の長期ビジョンとその実現に向けての総合戦略を閣議決定いたしました。この長期ビジョンと総合戦略では、人口減少問題の克服に向けて、目指すべき将来ビジョンや今後5年間の施策の方向性を示しております。

今後は、国と地方が一体となって、中・長期的な視点でまち・ひと・しごと創生に取り組む必要があります。地方公共団体におきましては、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案しながら、地域の実情に応じた目標や具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定することになります。総合計画は、地方公共団体の総合的な振興や発展などを目的とした行政運営の最も基本となる計画であり、本町におきましては平成22年度に策定し、10年間の方向性を示しております。地方版総合戦略の内容につきましては、総合計画との整合性を図りながら、特に少子化対策や産業振興などといった、まち・ひと・しごと創生に関連する施策を重点的に取り上げ、今後5年間で実施していくこととなります。具体的な施策の内容につきましては、今後検討してまいります。

他の質問につきましては、永見教育長、担当課長よりお答えをいたします。

○議長（三好勝利） 永見教育長。

○教育長（永見修一） それでは、私のほうからは女性の活躍促進についてお答えをいたします。

国は、ことし、家事や子育て、家族の介護などを行っている女性が、家庭と両立しながら、安心して地域活動への参加や職業につくことができるよう女性のチャレンジ応援プランをまとめました。このプランは、子供がいても安心して仕事探しや就職ができるように、またせっかく取った資格を生かし再就職をしたい、さらには子育てなどの経験を生かして地域に貢献したいという女性などに対し支援を行うもので、ハローワークが実施する事業や民間の就職支援業者や、新たに起業にチャレンジしたい女性などが直接関係省庁に申請するものでございます。市町が実施する就職・再就職に関する事業は補助の対象となりませんが、就職・再就職に関し相談に来られた場合は、窓口を紹介する等積極的に支援をしていきたいと思っております。

現在、松前町は、人と人が、自分らしく輝いて暮らせるまちづくりを目標に、男女共同参画社会づくりを推進しておりますが、女性の就職・再就職に関しましても、新たに学習会での研修、就職・再就職に役立つパソコン教室の開設を予定をしております。また、女性団体及び子育て支援センターの事業とタイアップした形での事業の実施を図っていききたいと思っております。

今後も、教育委員会が窓口となって、県が主催する女性の就職・再就職セミナーのホームページの紹介等、関係機関、関係各課と連携をとりながら、女性の皆さんのチャレンジを支援できる体制づくりを進め、全ての女性が輝く社会の実現に向け、さまざまな施策を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） 私のほうからはふるさと納税についてお答えいたします。

ふるさと納税は、生まれ育った町や思い出のある町に、頑張ってもらい、貢献したいという思いを寄附金という形に変えて応援するもので、今年度の本町への寄附金は、12月末時点では31万円でしたが、その後若干ふえまして、2月末までの実績は22件で81万5,000円というふうになっております。ふるさと納税は全国的に増加傾向にあります。その要因の一つとしまして、ふるさと納税のお礼として魅力のある特産品を贈る自治体がふえてきたことにもあると思います。

また、ふるさと納税につきましては、寄附者がより寄附しやすい制度とするために、ことしの4月からは、寄附金税額控除について、個人住民税所得割額に対する控除限度額を、現行の1割から2割に引き上げられることとなっております。その一方で、ふるさと



納税の寄附金は、経済的利益の無償の供与、つまり純粋に応援したい町を経済的に支援するものであることから、各自治体が募集を行う際には、お礼の特産品がふるさと納税に対する対価の提供であるとの誤解を招くような表示は自粛するようという国からの通知もございます。

このように、ふるさと納税の本来の趣旨からしますと、ふるさと納税を受けるための過度なお礼の品は適当でないというふうに思いますが、応援してくれた方へのお礼の気持ちとして、町の魅力をたくさん感じてもらえるような適当なお礼は必要と考えます。

今後は、ふるさと納税の本来の趣旨に沿った中で、松前町の特産品の幅を広げ、選べる特産品などの導入についても検討を行い、これからもふるさと松前への思いを持ち続けていただきたいというふうに思います。また、町制60周年を機に、各地の県人会と連携を図るとともに、住民の皆さんにも町外で暮らす御家族などに呼びかけていただくなど、松前への思いを高めてもらって、ふるさとへ納税に結びつくようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（三好勝利） 山本健康課長。

○健康課長（山本有三） 私のほうからは、町民の健康についてお答えいたします。

今期の季節型インフルエンザは、例年より早く昨年11月末からA香港型を主流として全国各地で流行いたしました。愛媛県内での昨年12月からことし2月までのインフルエンザで受診した人の延べ人数は1万5,366人で、そのうち中予管内では6,102人となっております。ことしは、例年よりインフルエンザによる流行が早かったため、昨年のピーク時である1月から3月までの3カ月間との比較をしますと、中予管内では300人程度ふえております。ピーク時の3カ月間で、インフルエンザにより出席停止となった町内児童・生徒の延べ人数は、小・中学校合わせて321人であり、昨年とのピーク時に比べ200人程度減っております。また、学級閉鎖等の措置状況は、小・中学校、幼稚園のうち2小学校で4回、学年閉鎖は1幼稚園で1回の報告があり、昨年より学級閉鎖、学年閉鎖とも減っております。なお、高齢者福祉施設は、養護老人ホームなど3施設で入所者8人の感染報告を受けておりますが、学校や高齢者福祉施設での感染者のうち、特に重症となった患者はおりませんでした。

近年、季節型インフルエンザの種類は高熱を伴うA型が多いため、幼児、高齢者や免疫力の低下している人には、肺炎を伴い重症化することもあり、早目の対策が必要でございます。この時期は、まだまだ寒暖も続き、例年ではインフルエンザにかかった人も多いため、手洗い、うがいの励行やマスク着用など、引き続きしっかりと予防するよう周知をしていきたいと考えております。

次に、新型インフルエンザの対策について申し上げます。

いまだかつてない新型インフルエンザや新感染症が発生した場合には、ほとんどの人が

免疫を持っていないため世界的な大流行となるおそれがあり、感染拡大の防止や蔓延防止の対策強化が必要となります。こうしたことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、本町におきましても、松前町新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したところです。万が一、新型インフルエンザ等が発生したときには、この計画に基づいて、町民への情報提供や注意を呼びかけるとともに、迅速かつ的確な対応がとれるよう必要な対策を講じていきたいと考えます。

以上です。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 私のそれぞれの質問に対してお答えいただきまして、それでは少し掘り下げてみたいと思います。

まず、地方創生のことなんですが、先ほども副町長のほうからお話があったんですが、平成22年から10年間かけてのいわゆる少子化対策とか産業育成とか、そういったものに地方創生とかぶるといふか、そういったところの部分で協調ができるのではないかとということで、そこで整合性ということであるということなんですが、特に人口問題に関しまして、第4次総合計画の中で特に私が思っておりますのは、31年に3万5,000人の人口目標ということで、はっきりとした数値目標なんかも出されているんですが、その辺と5カ年計画というのは少しずつ増えてきたりとかするんですけども、このあたりについてはより具体的なもの、それに実効性のあるものにしていきたいということなんですが、そのあたりどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 今、御指摘がございましたように、総合計画の人口目標は3万5,000人となっております。それに向けて10年間いろいろな施策をやっていって、目標とする人口を維持していくというのが総合計画でございました。

ただ、これは当町だけに限りませんが、人口減少というのが今の全国的な傾向でございます。そういったことも踏まえまして、今般地方版総合戦略の策定というのを国から要請されておりますので、その中で基礎調査として、議員も御指摘の800万円予算計上をいたしておりますが、その中に人口動態に係る調査、それと町ではいろんな計画を策定する際の既存データがございますので、そういったものも盛り込みまして、国が目標とする2060年、国のベースでいきますと1億人でございますが、これが松前町の場合どういう人口になっていくのか、また先ほどもございましたけど、総合計画における3万5,000とか、場合によっては3万3,000とか、現状の人口維持とか、そういった場合の施策をする場合はどういった施策がいいのか、そういった掘り起こしをぜひ予算で組んでおる調査の中でやっていきたいと思っておりますので、それが終わりますと、本町の取り組むべき地方版総合戦略の中身が見えてくるのではないかと考えております。

そういったことで予算は組んでおりますので、有効に活用していきたいと思っております。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 人口問題一つとりましても、どこの自治体でも大変な問題だと思うんですけども、それについて今までのそれぞれが踏まえた総合計画というのはどこのところ、地方自治体でもあると思うんですが、それとは違うもので国が言ってきているものはもっとビジョンが長期的なものであって、その間の一つ一つの5年間のタームで考えようというようなことだと思うんですが、地方創生先行型の交付申請の800万円の分については中身は見えただけですけども、その後に非常に急がれたのか何かいろんな施策が出てきてるんですけども、どれを見ても余り、子育てにしても福祉関係にしても、非常に今までの従来どおりのものを引っ張ってこられているような感じがしたのですが、そのあたりはやはり国から、ちょっと閣議決定されてからの時間が短かったというような経緯もあるんだらうと思うんですけど、この辺の出された経緯というか、その後でこれぐらいの交付金合計ということで出されてきているようなんですが、私から見ると、今後の5年間で業界団体、いろんなところで相談をしてすごいものを出せというような感じに聞こえてくるんですけども、これを今後私はずっと見詰めていきたいなと思って、実のあるものにしていただけたらなということで考えております。

ですから、国も言ってますように、コンサルへの丸投げなどということは絶対にあり得ないということ言われておりますので、ぜひそのあたり、いろいろな人的支援、財政支援も含めて情報支援もしっかりするということでございますので、そのあたりを行政の方々、しっかりとやっていただけたらなというふうに思っております。

それでは、ふるさと納税のことで御回答があったのですが、私も確かにふるさとをよくなりたいという思いで寄附をされるということについては、全然思いは一緒なんですけれども、ただやはりその中に寄附する側の人たちが、どうしてもちょっとお得感というか、そういったもので金額が、それをアピールする側が、こういうものもありますよ、こういうものもありますよとアピールすることで、ああ、同じするんだったらお得感のあるほうにというふうにやっぱり人間の心理としてあるみたいなので、そのあたりは松前町の産業とか、松前町はこういうところもあるんですよということで、ふるさとということと、産業育成というその部分について、こういうすばらしい産業もありますよ、こういうものもありますよというところを品物に凝縮して出していくということは、別に悪いことではないと私は思うんですね。ですから、その辺のアピールの仕方が、やはり自治体によって非常に上手に展開されているのではないかなという部分を感じます。

ですから、その辺で今お答えがあったように、今までは割と1つぐらいしかお礼の品というのはなかったようなんですけど、その辺の選択肢もふやしていくとかというような考えをちょっとお示しただけなんですけれども、3つぐらい市町の中で金額的に比べて、

金額で余り言うことではないかもしれませんが、ちなみに鬼北町さんなんかは、謝礼品のみだった特典を15年度から見直して、特産品を新設する予定にしておられるとかというような、この制度に対するちょっと柔軟な軌道修正をされるようなことも聞いているんですが、松前町としては、先ほどのような範囲を広げるといふこと以外に何かもう少し大きな軌道修正というのは考えておられるのでしょうか。もし、町長、それに対してお考えがあればお答え願えたらと思うんですが。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） 先ほど総務課長からございましたように、魅力ある特産品を幾つもの種類をそろえて、その中から選んでいただくというのがこのふるさと納税のお礼には一番ふさわしいというように思うんですが、松前町の特産品というのを考えてみますと、どうしてもすぐ頭へ来るのは珍味セットであるとか、そういうのが多いんですけども、これから今まさき村なんかでやっている麦を使ったうどんであるとか、あるいは某食品会社がやっている新しい品、そういったものを含めて幾つか選択肢はふやしていかなくやいかんというふうに思っています。

それと同時に、ことしが松前町60周年ですので、やっぱり松前町出身の町外に住んでいらっしゃる方、そういった人たちにふるさとへの思いを何らかの形でこちらからもお伝えしたいし、ただお伝えしたいとはいっても、どの辺にどれぐらいの方がいるというのは皆目わからないんです。私も、東京の県人会や関西の県人会に行きますけれども、関西で1人お会いしたぐらいで、なかなか私のところへ、町長、私も松前町よという人は出てこないんですね。ですから、これを何とかこの60年を機に町外の方に、これはもう住民の皆さんにお願いするしかないんです。

ですから、これから敬老会、老人会等ありますので、その地区へ行くたびに、ぜひ町外に出てる御家族あるいは親戚、そういった人たちに、できれば60年たった松前町へ一度帰ってみませんかというような呼びかけをしていただくと同時に、よければふるさとへの思いをそういうふるさと納税という形でしてくださいというようなアピールを、これは役場だけが幾ら頑張ってもだめなんです。やっぱり、住民全部がふるさとへの思い、松前町への思いというものを広く町外に出ていらっしゃる方に呼びかけていただくと、これがやっぱり先決だろうと思います。

もう一つつけ加えて言いますと、ふるさと納税が新聞等でどんどん出てますけれども、この間テレビを見てましたら、自分とこの特産品だけじゃなくて、いろんな地域の特産品をそろえて、本当により取り見取りどれでもというような、それが果たしてふるさと納税の本来のお礼かなという、非常に違和感を私は感じたんですけど、ニュースであれだけ堂々とやると、またああいうところに関係ない人でも寄附する人が出てくるのかなという、ちょっとそんな違和感を抱いたんですけども、あくまでも私はふるさとへの思いとい

うものを寄附という形で示してほしいなど、その方向でこれからも進めてまいります。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 町長からの考え方についてよくわかりました。

それから、女性の支援というところで、町としては県と連携していろいろそういう、今から頑張っていこうという女性に対してエールを送るような形、あるいはその具体的なこととして、その辺の準備段階での、準備の準備段階というものになると思うんですが、パソコン教室とか女性支援のためのいろんな施策を考えて、講座も開設されるというようなことで、学習会なども進めていくということにされているようなんですが、見ておきますと、女性の支援というのは男女共同参画の指針からいえば、当然教育とかそういった講座とかということで、分野的に言えば支援する先のところは教育のところになるのかなと思うんですが、さらに踏み込んでいくと、女性のチャレンジ支援、そういったものを見ていくとどうも厚労省から予算がついているようなものが多くて、結構ひとり親政策とかシングルマザーとか、そういった方々への、比較的ちょっと低所得者層で、しかも女性で頑張っておられるような方々への再就職とかそういったものが出てきたり、あるいはもう大分高齢になられて、今までの経験とかそういったものを踏まえて、子育て支援委員とかそういったものへの教育ということになれば、当然それは福祉課とか別のエリアになってくるのかなと思うんですけども、やはり今後そういうようにいろんなところにまたがっていくものがふえてくるのではないかなということなんですが、住民からすればどこの窓口でもいいんですけども、そうやった支援策はどんどんやってほしいというふうになると思うんですが、そういった場合、やはりずっとこれからは教育課というところが窓口になっていかれるかどうか、その辺ちょっと教育長、どういうふうにお考えなのかお伺いしたいなと思ったんですが。

○議長（三好勝利） 永見教育長。

○教育長（永見修一） 確かに、今回内閣府が示したプランについては、それぞれ多岐にわたった支援活動を掲載しております。特に、女性の就職問題について大きく取り上げて、それを柱にして厚生労働省を主に展開されるというような計画になっておりますけども、ただ女性の方々、また住民もしかりなんですけども、役場での窓口を一本化しないと、どこの課に行ったらいいのですかという、いわゆる1つの課にまとめておれば、そこからあたり住民の方が相談しやすい、また県との連携もやりやすいというようなことで、当面このプランに対する窓口は、各課にわたるものについても教育委員会が窓口になって進めていこうというふうに考えております。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 当面、社会教育課というか教育委員会のほうでまとめていかれるということで考えたんですね。

インフルエンザの件についてのお答えいただいたんですけれども、ことしは比較的にそういう結果で、割と去年のピーク時に比べると全体に少なく、重篤化される方もいなかったということで、これはいいことだと思うんですけれども、国のされた新型インフルエンザ対策に対応してまた新しい指針を出して、私も読ませていただいたんですけど、そういうことがあっては非常に困るわけなんですけれども、そういったものがあつたときに、非常に複雑な行動計画なりそういったものがあつて、じゃあ住民にはどうやってそれを周知していくのかなというところで、ちょっと情報伝達の方法が少しわかりにくかつたんですけど、その辺あたり、もし県内あるいは地域をある程度限定された中予地域とかそういったところになってきたときに、住民に対してはどういうふうな形で、それに対して注意喚起等非常に少ない、インフルエンザにかからないようにするための策を考えておられるのかということで、その情報伝達の方法をもし考えておられることがあれば、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（三好勝利） 山本健康課長。

○健康課長（山本有三） 発生前におきましては、当然基本的知識や予防策について広報、ホームページ等で御案内するような形になろうかと思ひます。発生した場合に、当然テレビ、ラジオ、新聞などマスメディアの媒体を活用するような形になろうかと思ひますけれども、それに加えまして、防災無線であるとかホームページ等々であらゆる手段を活用して、周知をできたらというふうには考えております。

○議長（三好勝利） 藤岡緑議員。

○6番（藤岡 緑議員） そこまでいくと、やっぱり危機管理のほうも一緒に考えていくということだと思うんですけれども、そういうことがないことを祈りつつ、もしものときのための計画だと思ひますので、従前にこういうことをきちっと精査していただくということは大事なことだと思ひております。

以上、私のほうからまた質問、今後また形を変えた形で地方創生等は質問をさせていただきたいと思ひますが、以上で私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（三好勝利） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

9番松本一二美議員。

○9番（松本一二美議員） 9番、公明党の松本一二美でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

ことしは、地方への新しい流れをつくる地方創生元年と言われております。政府は、昨年地方の人口減少に歯どめをかけ、地域活性化を目指す長期ビジョンと、2015年から2019年の政策目標を決めた総合戦略を決定いたしました。地方創生とは、従来の国から地方へ政策をおろして実施するのではなく、それぞれの地方が自分たちで何が必要なのかを考え企画し、それに対し国が必要なお金や人を支援してくれるというシステムです。松前町とし

て、地方創生をどのように考えどのように取り組んでいくのか、独自性を持った松前町らしさを生かした戦略に期待するところであります。

国の14年度補正予算には、地域住民生活緊急支援のための交付金4,200億円が創設されました。具体的には、大きく2つ分かれます。1つは、地方の活性化のための地方創生先行型交付金1,700億円、もう一つは個人消費を下支えする地域消費喚起・生活支援型交付金2,500億円です。地方創生先行型交付金はU I Jターン、これは地方から都会、都会からまた帰っていただくというような助成、また仕事と支援事業など地方らしさを提案し、自由に使える交付金であります。地域消費喚起・生活支援型交付金の取り組みについては、プレミアムつき商品券や多子世帯に対する支援などに活用できます。地域消費の掘り起こし、また低所得者の生活支援をさらに推進する目的だと聞いています。

そこで初めに、地域消費喚起・生活支援型交付金の当町の取り組みについて質問いたします。

本議会で一定説明がありましたが、当町で取り組むプレミアム商品券は、住民の家計の支援と個人消費の喚起を促すものとして、町としての経済効果も期待しています。プレミアム商品券は、当町ではこれまでも商工会が中心となり、継続的に実施している事業ですが、今回は国からの思い入れもあり、地域創生の一つとして当町はどのように取り組みを実施するのでしょうか。例年の商工会主導のプレミアム商品券は大人気で、発売日には長蛇の列で即日完売の様相です。今回、プレミアム上乘せが1割から2割に倍増するとなれば、お得感で大人気、大混雑が予想されます。例えば、プレミアムの金額ですが、1万円分購入なら1万2,000円に、2,000円お得です。5万円分購入すると6万円になり、1万円もお得です。銀行の預金の利息の比ではありません。また、本当にお得感がいっぱい、何とか買いたいと思う人が人の常ではないでしょうか。

人気殺到が予想されるプレミアム商品券は、地域住民生活等緊急支援の目的ですから、松前町住民に平等に告知、販売ができるのか心配するところであります。町内業者の経済効果を考えると、今までは商工会主宰で、取り扱える店舗も商工会員に限った扱いでありました。地域全体の経済効果を考慮すると、組合員以外の商店での使用ができないというのが平等と言えないのではありませんか。取り扱いがこれまでと同様なら、町内業者の平等感をどのように考えるのかお聞きします。

また、これまでのように、販売場所が1カ所では不公平感は否めません。販売方法、販売場所など松前町主導で実施し、地域性に考慮が必要と考えます。町としての見解をお伺いいたします。

質問の2番目として、町の駐車場についてお伺いいたします。

松前町は立地に恵まれ、町所有の文化施設、体育館などを使用する方々から、広い無料の駐車場があって、今後も利用していきたいとの声を聞いていました。昨年秋に突然起こ

った庁舎裏の駐車場返還については一定いたし方ないと考えますが、現実には苦情が出ている状況です。エミフル商業施設駐車場の協力を得ているとはいえ、不便を強いられていることには間違いありません。イベント時に駐車場にとめられなかったため、参加を諦め帰宅したとの苦情の声や批判もあります。文化センター利用者には、参加者が50名を超えるときには、利用者の方で駐車場に誘導者を配置していただくように依頼もされておりますが、また松前町主催の大きなイベント時には松前運動公園を開放し、臨時駐車場として職員を配備し、対応しています。日常的に駐車場は満杯状態で、役場利用の方が困っている状況であるのを町はどのように考えるのでしょうか。

えひめ国体は2年後に迫っています。えひめ国体では、松前町体育館をボクシング会場として使用することが決定しています。えひめ国体開催時には、大型バスの駐車場スペースや来場者のことも考えると心配になります。駐車場問題を解消するには、町所有の土地を有効活用することが解決策ではないかと考えます。

松前町体育館の前の広場は、建設当時は松前町を流れる川のイメージを取り入れ、すてきな空間としてつくったと聞いています。石畳の庭園のようなつくりの川と橋は、時に転落する危険を伴うとの理由でフラットにした経緯があります。いろいろ思い入れがあると思いますが、隣接する老人広場も含めて、この貴重な広場一帯を町の駐車場として利用できる取り組みを提案いたしますが、町としての見解をお伺いいたします。

3番目に、湧水公園について質問をいたします。

松前町のキャッチフレーズは、「水きらめき笑顔あふれるライフタウン・まさき」です。松前町は、町外の方々にとっては渇水時も心配ない、水がきらめくイメージのようです。もう一言つけ加えると、財政が豊かできらめいているイメージもあるようです。水きらめくその象徴そのものが松前町自慢の湧水公園です。

先日、中村知事の、今治だけではなく県内どこでも自転車でめぐれるような取り組みをしたいとのアピールを伺いました。当町には、だるま夕日が見られる塩屋海岸、野鳥観察ができる重信川河川敷、町内が一望できる思い通りの町道は、自転車で走っても気持ちがいいと思いますが、いつ訪れてもすてきな場所は湧水公園です。松前町内の湧水公園は、ひよこたん池公園、有明公園、福德泉公園です。今議会で町長から、子供から大人まで参加できるサイクリングフェスタの提案がありましたが、湧水地公園をつなぐ遊歩道、自転車周遊の取り組みの考えをお伺いいたします。

町内の湧水地としてもう一カ所、出作湧水地があります。サイクリング構想の地点として、出作の湧水地を公園化するお考えをあわせてお伺いいたします。

4番目として、財政の見える化について質問いたします。

公明党は、行政の無駄削減とサービスの向上につながる取り組みとして、自治体の公会計を複式簿記にすることを提案してきました。このたび、総務省は2017年度までに、I C



T情報通信技術を活用した固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を全国の自治体に求めたと伺い、公明党の提案がまた一つ形になると喜んでおります。現在、自治体の多くが実施している現金主義、単式簿記は現金の増減のみを記録しますが、発生主義、複式簿記は、取引の発生ごとに記録します。複式簿記の利点は、現金の増減だけではなく、自治体の資産や負債の残高、増減の理由もはっきりするため、事業の費用対効果が数字で明らかになることです。導入している自治体では、事業に対する評価が行われ、財政の無駄削減に大きな効果を発揮しています。例えば、全国で先駆けて複式簿記を導入した東京都では、財務諸表の活用で総額1兆円もの隠れ借金を発見し、その後解消、税込減に備えた基金を1兆円積み増すなど事業を行っております。

公会計制度の改革は、財政の透明化を実現し、行政に対する住民の信頼感を高めることにもつながります。整備に係る費用には、国から一定の支援もあります。当町の現状と公会計、複式簿記の導入に対する考えと計画をお伺いいたします。

質問の5番目として、商工会関連事業について質問をいたします。

商工会は、地域の事業者が業種にかかわらず会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。松前町商工会も、業者の経営の改革に関する相談とその指導、経済振興を図るための諸活動及び社会一般の福祉の増進に資することを目的として幅広い活動をされておられます。町の物産フェア、夏祭りなど行政と連携をとりながら、松前町の発展に貢献していただいていることは深く認識しております。

今回、質問はふれあい館の活用についてでございます。

ふれあい館は、商工会の管理になっています。以前、町からの補助で浜交差点近くにふれあい館を開設しました。ふれあい館は、松前町民の交流できる場所として、ふれあい館の名前のごとく、町民の触れ合える居場所として期待し、開設されました。当初は、絵画展や絵はがき展示会などコンスタントに利用が見られていましたが、近年は閉まったままの状態が続いています。議会で、子供たちの登下校のときの見守り場所にも役立ってくれると期待もあり、賛成した記憶があります。

町の税金で改装し、町民の触れ合える居場所としての活用を期待した経緯から、現状のふれあい館をどのように考えるのか、また商工会管理とはいえ、本来の利用目的どおり再開、活用すべきではないかと考えます。町の見解をお伺いいたします。

またもう一点、商工会と関連する事業で、商工会管理の街路灯についてお伺いいたします。県の予算を利用した街路灯設置事業についてでございます。

老朽化が進む商工会管理の街路灯をLED仕様の松前町のマーク入りに変更し、設置する事業であります。当初、街路灯変更工事は3段階で実施予定と説明されたとおり、一定の街路灯はLED仕様の松前町ロゴマーク入りに変更し、設置されました。しかし、計画途中である昨年秋、突然に3段階での実施が中止、変更になっています。現在、設置され

ている街路灯の老朽化に伴い、危険の回避のための事業ではなかったのでしょうか。

町民の生活を守る安全・安心対策として、早急な設置変更は必要と考えます。この経緯と今後の事業計画をお伺いいたします。

最後に、マイナンバー制、国民総背番号制の取り組みについて質問いたします。

平成28年1月からマイナンバー制度がスタートします。マイナンバー制度とは、国民一人一人に12桁の個人番号を指定し、所得や年金支給額などの情報を効率的かつ正確に名寄せし、複数の機関に存在する個人情報と正確に連携できるようにするものです。今のところ、利用範囲は社会保障、税、災害に限定されています。国の予定では、ことし10月、国民に個人番号を通知し、来年以降、申請書を送るなどして、個人番号、顔写真つきのICカードを受け取ると聞いています。当町において、マイナンバー制度における取り組みの現状と見解をお伺いいたします。

内閣府が行った世論調査の回答ですが、制度内容を知らないという方が70%を超え、また情報漏えいの不安を訴える回答も約30%あります。内容を知らない中で、10月からのマイナンバー通知を行うと、問い合わせが殺到し、混乱を招くことが予想され、制度運用に支障を来すおそれもあります。町民にとっての利便性を広報する努力が必要と考えます。利点も大きいですが、個人情報保護や認知度の格差など問題が生じないのかが懸念されることから、町の見解をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

栗田副町長。

○副町長（栗田哲志） まず初めに、松前公園体育館前の広場と老人広場を駐車場にについてにお答えをいたします。

松前公園と文化センターなどで大きなイベントが重複し開催され、多数の来場者がある場合には、老人広場の臨時的な利用、それと体育館前の広場をバス専用の駐車スペースとして、また場合によっては多目的グラウンドを開放するなどの対応を行っております。さらに、体育館、公園、文化センターのイベント等の利用に対しては、施設利用の申し込み時に駐車場の実情をお伝えし、車で乗り合わせての来場、また公共の交通機関の利用をお願いをいたしております。

今後の対策といたしましては、体育館の南側町道から進入路を設置いたしまして、体育館前の広場と老人広場を駐車場としてどのように活用できるか検討したいと考えております。えひめ国体の開催期間中は、自家用車での利用は極力抑え、来場者には公共交通機関を利用していただくよう啓発したいと考えております。選手、役員等につきましては、他の競技会場とあわせて全体的に検討する必要があります。

今後とも、駐車場の利用は、施設管理者との連携を密に行いたいと考えておりま

す。

次に、商工会関連事業のうち、まずふれあい館の活用についてお答えをいたします。

平成20年4月にエミフルMASAKIがオープンし、大勢の来場者が見込まれることから、これを契機と捉え、旧松前地区の商店街を活性化させるためふれあい館を開設したと聞いております。開設当時は、絵画展、写真展の利用等があり、町内外から作品を見にこられた方が、買い物や食事などで地元商店の活性化につながってございました。しかし、最近では来場者も減少し、平成24年度からは町内の方を対象としたオカリナ教室やサークル的な利用がほとんどで、商店街の活性化につながっていないため、商工会から閉館したいとの申し出があったので、当初予算の商工会への補助金の中にふれあい館の撤去費用を計上しております。

次に、街灯事業についてお答えをいたします。

当初は、商店街の街路灯を撤去し、防犯灯を設置する工事を、関係区長、まちづくり課の了承のもと進めておりましたが、商工会会員から反対署名活動が起こり、商工会会長より事業の中止要請がありましたので、当該事業を取りやめることになりました。今後は、今までどおり、破損等があれば修理、改修してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。他の質問は、中矢副町長のほか担当の部課長がお答えをいたします。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（防災担当）（中矢博史） 私のほうからは、プレミアムつき商品券についてお答えをいたします。

国の2014年度補正予算には、地域経済への支援を中心とした緊急経済対策の一つとして、個人消費を下支えする地域消費喚起・生活支援型の交付金が盛り込まれております。これは、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に的を絞り、スピード感を持った取り組みを実行することにより地域経済の活性化を図ることを目的としたもので、特にプレミアムつき商品券は、地域の消費喚起に高い効果が見込まれております。

県内では、17の市町が単独でのプレミアムつき商品券の発行準備を進めているほか、県と全市町による共同での発行も予定されております。販売方法など具体的な内容につきましてはまだ決定しておりませんが、公平で混乱のない販売ができるよう、県や商工会と連携を図りながら検討をしております。

私のほうからは以上であります。

○議長（三好勝利） 伊賀上建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） それでは、湧水公園についてお答えします。

愛媛県では、愛媛マルゴト自転車道計画を推進し、サイクリングコースを26コース選定しています。その中で、中・上級者向けサイクリングコースが11コース、ファミリー向け

サイクリングコースが15コースあります。松前町では、ファミリー向けサイクリングコースとして、まさき泉めぐりコースを選定しています。このコースは、松前公園を発着として、想い通り、塩屋海岸、重信川の堤防を走り、有明公園、福德泉公園、ひよこたん池公園などをめぐる全長23キロメートルのコースとなっています。しかし、コースの中には自転車で通るには十分な路肩がなく、危険な箇所や路面の状態が悪い箇所などがあります。

中村知事がサイクリングの日を設け、県民が自転車に親しむ日にしたらと提唱していますので、町といたしましては、誰もが安心して自転車で走れるよう、安全対策などを時間をかけて整備していきたいと考えています。

御提案の3カ所の公園をつなぐ遊歩道の計画についてですが、松前町の湧水のすばらしさをアピールするよい考えだとは思いますが、今後状況を見ながら考えていきます。

次に、出作の台地泉についてですが、この泉は二級河川国近川の源流地点にあり、湧き水が豊富にあることから、住民の憩いの場になっています。しかし、散策に訪れても日陰や腰をかけて休むところがないため、出作地区から日よけになるものやベンチなどを整備してほしいとの要望がありました。

このことから、平成25年度に測量設計の予算を計上し、実施設計を行うとともに、河川管理者である愛媛県から河川占用の許可を取得したところでございます。事業実施の準備は整っていますが、町単独事業で行うことは財政的にも厳しい状況ですので、補助金等が活用できれば取り組みたいと考えています。また、この公園が完成すれば、サイクリングコースに取り入れたいと考えています。

以上です。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、マイナンバー制度への取り組みについてお答えいたします。

マイナンバー制度は、国民一人一人に12桁の個人番号をつけ、この番号を利用することで、年金や健康保険、介護保険などの社会保障の事務において、添付書類が不要になるなど手続きが簡素化され、住民の負担が少なくなるばかりでなく、行政の効率化や行政サービスの公平、公正化が実現できるというものです。ことしの10月に住民の皆様へ個人番号が通知され、平成28年1月から運用が始まります。希望する方は個人番号カードの交付を受けることができ、身分証明書に利用することもできます。

現在の取り組みの状況については、平成26年度当初より役場内に推進グループを設置し、制度に対する役割分担の確認や、町民課、税務課、福祉課、保険課などの関係する課と連携し、制度に対する意識や認識を高めるとともに、制度の運用開始までに必要な作業が円滑に行われるよう協議を行っております。また、国が構築し提供する情報提供ネットワークシステムと町の住民基本台帳システム、税情報システムなどの情報を連携させるた

めに、必要な各種電算システムの改修作業を行っております。

次に、個人情報の保護は大変重要になってまいります。制度上においては各種の規制があるほか、国では特定個人情報保護委員会という機関を設置し、監視、監督などを行うことにしています。また、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携の際には、個人情報を分散管理したり、個人番号とは別の符号を利用して検索するなど、個人情報保護に対して多様な対策を講じることとしています。

当町においては、マイナンバー制度で利用する特定個人情報などについて、個人情報保護条例で規定する必要があるため、国からの情報を収集するとともに、他の例規整備とあわせて見直し作業を行っているところです。また、個人情報の漏えいや目的外利用などが発生しないよう、個人情報保護について職員に対し徹底したいと考えております。

今後とも、制度の運用開始を万全な状態で迎えられるよう、取り組んでまいります。

以上です。

○議長（三好勝利） 升田財政課長。

○財政課長（升田年紀） それでは、地方公会計制度についてお答えをいたします。

地方公会計制度は、現在の現金主義会計による予算決算制度を補完するもので、統一的な基準による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類を作成するものです。これにより、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中・長期的な財政運営への活用が期待されており、本年1月には国より、平成27年度から29年度までの3カ年で財務書類等の作成をするよう要請がありました。

なお、現在松前町では、平成22年度決算から決算統計データを活用した簡易な方法により財務4表を作成し、ホームページにおいてその要旨を公表していますが、本格的な財務書類の作成には至っておりません。

地方公会計の整備に当たっては、町が保有する固定資産について、取得価格や耐用年数、統一的な基準による評価額などのデータを網羅した固定資産台帳の整備を行う必要があります。こうした固定資産データについては、平成27年度から開始します公共施設等総合管理計画において、資産の洗い出しを行うことになっています。その中で、資産の整理ができましたら地方公会計の導入に着手し、平成29年度の決算から公表したいと考えております。

以上です。

○議長（三好勝利） 松本一二美議員。

○9番（松本一二美議員） 再質問させていただきます。順番どおりに進めたいと思います。

地方再生の大きなプレミアムつき商品券でございますが、説明では20の中の17の市町が

単独で実施するということと、また県との共同の事業も別にあって、その中身としては、本当に緊急で決まったことですのでこれからですということによって一定説明があったんですが、今までの実績も松前町にはあります。

また、全国で実施してきた市町のことによってちょっと紹介をさせていただきますが、例えば大阪ですが名前がおもしろいんです。ぎょうさん買うたろう商品券として、プレミアムの3.4倍の消費喚起がされた。また、神戸市ではこうべ買っ得商品券という名前で、プレミアム分の7倍の消費が喚起されたと報告がありました。アンケートの結果を見ますと、自宅の周辺での利用が9割、商店街での買い物がふえるが6割と、本当にプレミアムというのは効果が期待される場所です。おもしろいネーミングはともかくとして、いかに取り組むかがこれからの課題かと思っております。

また、1つ心配なのは、始まってからですが使用期間が限定をされます。タヌキの葉っぱじゃありませんが、お金が一夜にして価値がなくなるというような、そういう結果にならないように、町民に対しての事前説明もそうですけど、途中での説明、また広報も細かくしていただくことも大事かと思っております。今までに、今議会で60周年の記念行事としても取り組むという一定の説明もありましたので、そういうことも含めて、本当に効果があるような取り組みを期待をしております。

わかり次第、そういう問題点、私が今述べました問題点等々を考慮しながら、特に販売場所が商工会1カ所ではいかなものかと懸念するものでありますので、そういうことも考慮して取り組みを早急をお願いをしたいと思います。再度になりますがこの点に関してはいかがお考えか、もう一回再度お伺いいたします。

○議長（三好勝利） 徳居産業課長。

○産業課長（徳居芳之） 松前町としましても、今後県の動向を見ながら、町民の方がスムーズに購入できるよう、商工会とより一層検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 重ねてになりますが、業者の方、また町民全体の方に喜んでいただけるような取り組みをお願いをしておきます。

2番目として、町の駐車場の件について再度質問させていただきます。

本当に心配することばかりなんです。一定そういう検討をするということで副町長のほうから答弁がございましたので、ぜひとも不便を強いられないような形でお願いをしたいと存じます。

国体が目の前にありますし、またその前に日々使われる方々の不便がやっぱりあります。そういうことに鑑みますと、私も専門家ではないのであれですけど、今までの現状のまま、石畳のまま駐車場にできないのか、また老人広場はグラウンドゴルフ、高齢者の方

が利用されてる方もたくさんおられるので、そういうことを考慮すると、いろんなことでいろんな場合に使えるようにしたいなと思いますし、また国体が終わった後の健康増進施設の、鶴吉のほうですけど、そういうことも活用する、本当にいろんな長期的な視野に立って、駐車場問題にも対応していただきたいと思っております。前向きな検討だと思いたしましたので、これはこれで進めていただきたいと思ひまして、3番目の湧水公園について質問いたします。

松前町が自慢できるのが湧水公園でありますし、部長のほうからもすごくいい答弁をいただけて喜んでおります。松前町の、私も知らなかってあれなんですけど、サイクリングコースとしてファミリーの方がされるコースが全長23キロになるということで、そういうことで、今後危険箇所を随時安心して自転車が走れるように改良していかれるということで喜んでおりますが、早急に知恵と努力でしていただきたいと思ひます。

今回の地方創生の件も絡みますし、またそういう補助金等々も使いながら前向きに進めていっていただきたいと思ひますが、これからだと思ひますが、県の補助金と、その前の質問にももう一回返りますが、駐車場の件に関しても湧水公園に関連するそういう遊歩道、また自転車周遊の道路の取り組みというのは補助金はどのように活用できるのか、また地方創生、また県、国の補助金の取り組みの活用が可能なのか、今わかる時点で結構でするので、できるものは大いに活用していただきたいと思ひますので、この点に関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（三好勝利） 伊賀上産業建設部長。

○産業建設部長（伊賀上 晃） 今、議員の御質問についてですけども、現在遊歩道及び自転車道、それから最後に述べました泉親水公園の整備でございますけども、これは現在プレミアム商品券とあわせ、国の補正予算で計上されております地方創生、これが将来的な目的といたしまして、人口減少等に寄与するものであればもしかしたらこれが使えるのではないかな、それからそういうふうに持っていけることも想定いたしまして、今後事業の取り組み等を検討していきたいと思っております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 松前町は、本当にすてきなすてきな町だと思っております。そういうサイクリングコース、こういうのがありますよということをぜひとも、例えばホームページで全国の皆さんに発信するとか、いろんな方法で松前町の魅力的なところをぜひアピールをして、住んでみたい町に上げていただくように、努力をしていっていただきたいと思ひます。

4番目の財政の見える化についてお伺いいたします。

これは29年度までにはされるということですが、行政の無駄削減と住民の方々へのサービス向上につながるということで、私からすると難しい、会計管理のそういう細か

いことにもなるかと思いますが、財政削減、そういう無駄を解消できるようなことにもつながりますので、ぜひできるところからしていただきたいと思いますので、これはこれで終わります。

質問の5番目としての商工会の関連事業のふれあい館についてであります。今回当初の商店街の活性化につながらないということで、予算計上もして閉館をするという方向性になっています。また、当初の計画では毎日のように使っていて、地元も喜んでいただいていたという思いがあったんですが、多分5年ぐらい前だったと思うんですが、今考えますと、ふれあい館の場所としては駐車場が少な過ぎるというか、駅からは近いですけど、伊予銀行の跡地の駐車場ぐらいしか車で来館される方はとめるところがないので不便を強いられる、またエミフルに行かれる方にも寄っていただきたいという、そういう思いもあったかと思いますが、当初の計画が甘かったのではないかと、今思えばそういう感になります。

また、街路灯の件に関してもそうなんです、県の補助金を使って工事をできるということで本当に喜んでおりました。その途中の半分以上はできたと思っておりますが、商工会の方々の地元の方々の意見から、LEDにかえる街路灯に変更する工事も途中でやめたという、結果的にはやめてしまったという結果になります。これに関しては、やっぱり当初の計画、また商工会の方々、地元の方々との連携に問題があったのではないかと考えます。緻密なというか、事業に対しては長期、短期にわたってのいろんな不安を解消できるようなことで、話し合いも問題点の解消もしていかなければならないのが行政としての役割ではないかと思っておりますので、その点に関してお伺いいたします。

○議長（三好勝利） 徳居産業課長。

○産業課長（徳居芳之） ふれあい館、街路灯につきましては、商工会の要望もお聞きし、商工会の皆様と御相談もした結果、やはり商工会のほうで維持できないという御意見がありましたので、両事業とも閉館、あと街路灯も中止したことになります。

以上です。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） ふれあい館のほうは維持できないと、街路灯のほうは維持できないという、ちょっと違うんじゃないかと思えます。

去年の秋に1枚説明文としてA4の用紙をいただいた中に、LEDは暗いからという、そういうことも一言ありましたが、そのLEDは照明の、明るくすれば済むことじゃないかと思いますが、根本原因は連携の甘さかと考えますので、今後の苦言として申し述べますので、そういう点も考慮しながら、これからの事業開始、実現にしては連携をとるべきだと考えております。

最後に、マイナンバー制についてであります。



これは来年の1月から制度がスタート、またことしの10月にはマイナンバー制の通知が  
ございます。制度を知らない方、また内容を知らない方、私も含めてどういう順番でど  
ういうふうになって自分の手元に届き、また顔写真つきのそういうのもできるということな  
んでありますが、住民の不安を解消するということが大事かと思えます。行政にとって利  
点はたくさんありますし、また一定の個人情報を守るということに関しては努力もされる  
ということでもありますので、その点に関してでなくて、住民の側の不安解消に対してはど  
のように取り組みをされるのか、この点に関してお伺いいたします。

○議長（三好勝利） 高橋福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） 御指摘されますように、いろいろまだ周知徹底ができてな  
い状況です。今後、10月までに広報とかインターネットとかを通じまして、住民の方には  
積極的にPRをしていこうと考えております。

一方、国のほうでも全国的に実施されるということなので、当然国のほうでもPR活動  
をされると思えますし、マスコミ等でも取り上げられるんじゃないかなろうかと思ってお  
りますので、時期までにはきちんと周知をして理解していただくように努力したいと思っ  
ております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 住民の方が安心して御納得して、取り組みを期待をしており  
ますし、またインターネットが使えない方、また広報等もなかなか全員の方に徹底とい  
うことにはならないと思えますので、細かい配慮はまたお願いをしておきます。

松前町が本当に住みやすくて、またみんなから魅力的だなと言われて、住んでみたいと  
言われるようなまちづくりを希望しております。松前町ができて60年、私も生まれて60年  
で、ことしはいろんなことで式典もされるという計画を伺っております。本当に楽しみに  
しながら、松前町が魅力的な笑顔あふれる町になるように、微力ではありますがまた頑張っ  
ていきたいと思えます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 松本一二美議員の一般質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（三好勝利） 休憩以前に引き続き本会議を再開いたします。

14番木下淳議員。

○14番（木下 淳議員） 14番木下淳、議長の指名を受けましたので、一般質問を行  
います。

初めに、松前町合併60周年記念事業についてをお尋ねいたします。

今の松前町が合併してことしで60年を迎えますが、60年前の昭和30年は、私が高校を卒

業し、社会人になった年でもあります。当時の松前町、岡田村、北伊予村が合併して、現在の松前町制がしかれたことは皆さんも御存じのとおりでございます。その当時を思い出しますと、現在伊予市である南伊予村と一緒に合併に参加していたら松前は市になっていたのになあと思い起こしたりもしております。

また、当時東レの従業員が約3,000人おり、社宅あり、男子、女子寮あり、小型の総合病院もあり、通勤時には松前駅から東レまで人の行列ができ、商店街も大変なにぎわいを見せていました。新立、本村の人口も多く、祭りや地域の行事、運動会などは今と比べ物にならないくらい盛大に行われ、お年寄りから子供までが活気に満ちていました。その後、東レの機械化、繊維化の進展による従業員の減少や住民の生活様式の変化などを背景に、町のにぎわいは役場が中心となりました。また、エミフルMASAKIができ、住宅、人口も東へ移動し、松前町は大きく変わったと思います。昔を懐かしく思い出したりしております。

そこで、お尋ねをいたします。

地方においてはまだまだ厳しい財政状況であり、松前町においても同様の財政状況にあることは承知しております。お金をかけて盛大にとは申しません。ことしの合併60周年に当たり、町民の心に残るような記念事業を期待したいものですが、どのような事業を考えているのかお尋ねをいたします。

次に、今後の政策についてお尋ねをいたします。

ことしは、4月に県議選、8月に町議選、11月に町長選と、選挙の年となります。特に、町長選は今後の松前町の方向を決める意義の深い大切なものになります。

さて、昨年12月26日、町議会議員2人が町長室を訪れ、次期町長選は現県議を2人が応援しますと、1人の議員は、私も次は引きます、町長も来年60周年を機に考えたらどうかというような話をしたそうです。鬼の首をとったか大手柄を立てたような気持ちで言ったのでしょうか。その話が私の耳に入り、取り急ぎ町長に確認したところ、事実であることがわかりました。町長は任期がまだ1年あり、残りの任期に全力で取り組むだけであり、受け答えはしなかった様子です。2人の町議は、1人は東古泉から推薦の議員で、自民党松前支部の幹事長でございます。もう一人は、神崎推薦の議員で、幹事長代理でございます。

私は、幹事長の今回の行動は信じられませんでした。というのも、昨年知事陳情の帰りに4人の町議と県議の雑談の中で、県議が町長選を頼んでいたが、口をかたくつむって一切返事をしなかった様子を見ていたからでございます。幹事長代理は、先ほど言いましたように、次は引きます、町長も60周年を機に考えたらどうかと言った議員です。また、議会の委員会を開く前に、病弱な議員に恫喝に近い言葉を吐き、混乱を招いたりしたこともあります。そのときは、7時ぐらいまで時間を費やしたものと思っております。

また、9月議会の最終日には、5分から10分で済む審議議案を先頭に立って審議拒否を行い、12月の議会まで委員会活動、予定していた研修、議会報と全面的にストップさせ、後先を考えずに行動する議員で、もめごとにはいつも顔を出している議員です。また、9月議会終了後に、議長に対し名誉毀損の訴えを起こし、2度目の裁判中と聞いております。

(12番伊賀上明治議員「議長、通告外じゃないですか」の声あり)

これらの争い事を議会に持ち込むことなく、また他の議員を巻き込むことのないように願っております。

2人についてはさておきまして、昨年12月28日か29日ごろだったと思います。県議が、自民党の町議が私を支持してくれる話が決まったので、よろしくお願ひしますと言って私の自宅に来ました。これから町長へ挨拶に行くというので、私は2人の町議が町長室へ行ったのは知っているのか、県議が行かせたように思われるよと言うと、それには返事がなく、県議になるときも挨拶に行ったので、県議をやめるときも挨拶するのが礼儀だと言っておりました。そこで私は、あなたが県議をやめたらあとの県議はどのように考えているのかと聞くと、町議の中に1人、ほかに若い人が1人おり、そのうちの1人を自民党松前支部で推薦し、当選した後に、町長選は新しい県議のもとに松前支部で自分が推薦を受けることになっていると聞きました。これは、2人の町議が指示したと思います。このまま放っておけば、県議と二、三人の町議により自民党松前支部は私物化され、11月の町長選挙は大変になると思いました。年が明けのを待って、年始交換会の後、二、三の議員にこれらの話もしました。その様子が自民党議員の役員、区長さんらに早急に伝わったことはよかったと思います。

また、1月11日の出初め式の後、消防第1分団の新年会では県議と隣の席になり、雑談の中で県議のほうから、年末に自民党の町議が支持するからということで動いたのに、今は話が全く違って、大変困惑しているという話でした。そこで、県議に公認に町議は1人、若い人は1人考えておるという話であったがどのようになったのかと聞くと、町議は断られた。そこで、私が若い1人は幹事長の息子だと思うが頼んだのかなと聞くと、頼んだけど断られたと聞き、このときに町議2人が町長室に行ったわけがわかりました。その後、3人目の候補に会うように言ったが、そんな話はやめてくれと態度が急変したので、大変驚いたと言っておりました。そのときには、一部区長さんらに知れて、県議候補が決まらなかったと思います。そこで、急遽自民党松前支部の役員総会が1月16日に開かれ、大変混乱はありましたが、支部長である県議が県議選に出るようになりました。大方の役員は真相を知らなかったのではないかと思います。

状況はこのようなことですが、11月の町長選挙に向け、水面下では県議と一部

の町議において、まるで自民党松前支部を私物化するような動きがありました。一方、ことしは今の松前町ができて60周年を迎え、未来に向けた新たな一步を踏み出す大切な年でもあります。

そこで、お尋ねをいたします。

町長には、充実した気持ちで、松前町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに、町民と一体となって取り組んでいただきたいと思います。町長選に向けて、このような動きにより今後の政策に影響があるのかどうか、今のお考えをお伺いいたします。最初の質問はこれで終わります。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 木下議員の御質問にお答えをいたします。

今お尋ねのありましたように、ことしは4月の県議選挙、それから8月の町議会選挙、それから秋から冬にかけての町長選挙と、そういう選挙が予定をされてます。選挙になりますといろんな話が飛び交うのがどの市町でも同じでございまして、個々の動き、あるいは話の内容について言及するのは差し控えたいと思いますので、御了承いただきたいと思っております。

ことしは、私にとって4期目の締めくくる年でございます。そういう意味で、私の松前町政に対する姿勢等は全く変化がございませんので、まず4期目を全うすることに専念をしたいというふうに思います。私が、町長に初めて立候補したときには、以前記者という仕事をしておりまして、できるだけ住民の皆さんに町長のいろんな姿勢が見える形で、そしてわかりやすく説明をし、当然のことながらクリーンな姿勢で、もし町長になった場合にはそういう町政をしていきたいというお約束をいたしました。そして、おかげさまで当選をさせていただいて、現在4期目でございますけれども、この姿勢は全く変わっておりません。

そして、ことしが特に町制施行60周年、今議員もおっしゃったように、60年前といえば私は中学校を卒業した年でございまして、まさに日時のたつのが早いことを今感じております。そして、松前町もエミフルMASAKIを中心として、非常に元気のある町というふうに今言われるようになりました。私自身は、よく松前町は松山市のベッドタウンで随分発展してきたなというふうに言われますけれども、確かに当初は大きな都市の周辺にある市や町は、ベッドタウンという言い方をよくされました。私も、松前町は、当然松山市のベッドタウンとして住民もふえ、そして活気のある町になったというふうに思います。しかし、今の時代、私はベッドタウンという呼称には大変ひっかかっておりまして、松前町のこれからのまちづくりについては、ライフタウン、つまり生まれ育ち、そして生活ができ、そして一生そこで過ごせる、そういう意味を込めて「笑顔あふれるライフタウン・

まさき」というのを私の政治信条として掲げております。

そういう意味で、これからも60年という、ある意味では成熟をした町になったわけですので、成熟からさらなる飛躍へというふうに、この町をぜひもっともっと住みやすい町にしていきたいというふうに思います。そして、未来に羽ばたく飛躍をしていくために、この1年、60周年の記念事業も含めて頑張っていきたいというふうに思いますので、引き続き御支援を賜りたいというふうに思います。

60周年の記念事業については、総務課長から答弁をさせます。

○議長（三好勝利） 金子総務課長。

○総務課長（金子知芳） 町制60周年記念事業についてお答えします。

記念事業につきましては、町民の皆さんや本町を訪れる皆さんの思い出に残る特別なものとなるよう、団体、企業、住民等の皆さんが参加する松前町町制施行60周年記念事業実行委員会を設置して、さまざまな立場から御意見をいただき、検討を進めてきました。

まず、4月28日には、記念式典と記念講演会を開催し、本町発展の礎を築いた多くの方々に感謝するとともに、松前町のさらなる飛躍と未来に向けたまちづくりへの出発点にしたいと考えています。また、町制60周年を記念して行う特別事業では、町全体でお祝いする機運を盛り上げるとともに、町内の産業振興を図ることを目的に、プレミアムつき商品券を発行するほか、NHK全国放送の公開番組の実施、子供から大人まで参加できるサイクリングフェスタの開催や、町内の中学生、高校生を対象にした義農精神を未来につなぐワークショップ事業を予定しています。さらに、例年実施しております夏祭りや文化祭、たわわ祭のほか、松前公園や文化センターの自主事業などにつきましても、60周年記念協賛イベントとして盛大に開催したいと考えております。このほか、松前町60周年の歩みを振り返るパンフレットの作成や、町の花ヒマワリの種を全世帯に配布するなど、広報事業にも取り組んでまいります。

以上の内容で順次実施していき、町民の皆さんや本町を訪れる皆さんとのお祝いを通して、今後につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 議長のほうからちょっとお願いがございます。

伊賀上議員に申し上げときますが、発言の許可をしておりません。無許可の発言は控えていただきたい。自治法に抵触しておりますので、事務局長にちょっと朗読してもらいます。事務局長、ちょっと朗読。

事務局長。

○議会事務局長（大政博文） ただいまの議長の発言は、地方自治法または会議規則に規定しております議長の秩序保持権のことについて申し上げたものでございます。

議長が議事を進める上で秩序を乱す議員に対しては、議長が秩序を保つための措置がと

れるということになっております。この秩序を乱す行為といいますのは会議規則の中に規定されておりまして、議事妨害の禁止、みだりに離席をすることの禁止、無許可の発言等でございまして、これらに違反した者につきましては議長の秩序保持権が発動されるということでございます。

以上です。

○議長（三好勝利） 以上の自治法がございますので、発言は、伊賀上議員、控えていただきたい。

それでは、木下議員。

○14番（木下 淳議員） 60周年記念事業につきましては、詳細に説明をいただきありがとうございました。ぜひ、町民の心に残る60周年にふさわしい記念事業としてなることを期待いたしております。議会といたしましても、全面的に協力をしていきたいと考えております。

次に、今後の政策については、町長の冷静なお考えと今後の方向性が見えてまいりました。ぜひ、その方向で町政を進めていただきたいと思います。

ただ、今回の件は、町政に選挙を持ち込んだ一つの事件と強要まがいと私は考えております。未遂に終わって、松前町にとっては大変よかったと思います。私は、町長のお考えをお伺いすると同時に、町民の皆様にもこれらのことをよく知っていただきたいかったのでございます。

今後は、松前町発展のため、町長を中心に町政を進めていただくことが町民の幸せにつながると確信しております。その点、よろしく願いいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（三好勝利） 木下淳議員の一般質問を終わります。

3番加藤博徳議員。

○3番（加藤博徳議員） まず、質問の前に、この3月末をもちまして、長年この職場で勤められてこられました職員の方が数名退職されます。この議会が最後になろうかと思いますが、私もいろいろと色々な質問をしましたが、決していじめるつもりではございません。対等に論議をさせていただきまして、いろいろ御指導いただきまして、心より感謝申し上げます、以後の活躍を御期待申し上げます。

さて、議長の許可をいただきましたので、風邪を引いております、聞き苦しいとは思いますが一般質問をさせていただきます。

白石町長の松前町60周年の思いと今後の施策についてお尋ねをいたします。

白石町長は、4期16年にわたり松前町の船頭役としてこられました。今後、えひめ国体、ことしは町政60周年記念などの行事を控え、町長の思いを、先ほどの木下議員とダブるかもしれませんがお聞かせをいただいたらと思います。

2つ目に、全国的に教育委員会制度の変更が行われようとしております。これは、教育委員会の教育長制度がなくなり、教育委員長が教育長にかわるというふうなものでございます。松前町は、教育の町を宣言して50周年になりますが、以前から論議されていた教育委員会制度の抜本的な改革案がこのほど示されました。このことによる学校現場、地域、家庭への影響と効果をお聞かせください。

次に、負担金についてお尋ねをします。

地域が事業を実施するときに補助金とか負担金をしているわけですが、そのことについてお尋ねをします。

各地区で事業を実施する場合において、地域負担金が必要な場合と必要でない場合の要素、要綱、割合を教えてください。よく町民には、公平な税金の負担をお願いしますという反面で、逆に平等な交付金の配分が必要ではないでしょうか。そのところをお聞かせいただきたい。

それで、1回目の質問を終わります。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

松前町は、ことし町制60周年の大きな節目の年を迎えます。この間多くの先人たちの努力でさまざまな困難を克服し、農業、水産業、商業、工業、これらのバランスのとれた町へと発展をすることができました。私自身、ふるさとへの思いを胸に、平成11年に町長に就任をさせていただきました。以来、議員の皆さんを初め、町民の皆さんの御理解や御協力をいただき、ある程度の成果をおさめることはできたというふうに思います。もちろん、途中合併協議が壊れ、単独でのまちづくりを今も続けているところでございます。合併の賛否についてはまだまだ議論のあるところでございますけれども、私どもとしては、このまま松前町を元気な町に、より一層発展するように努力をしてまいりたいというふうに思います。町民の皆さんや議員の皆さんと意見を交換しながら、誰もが住んでよかった、住みたい、そういう町に、魅力あるライフタウンになるように目指してまいりたいと思います。

町制60年というと、人間でいえば還暦の年であります。まさに、第二の人生の新たな出発を意味します。これまで、先人たちが培ってきた豊かな自然や文化、これらを継承しながら、松前町が未来に向けてますます輝いていける町にしたいというふうに考えております。また、2年余りの後に迫った愛顔をつなぐえひめ国体、この準備に向けて今ホッケー場の整備等も進めておりますので、できるだけ予定どおり完成をさせ、ホッケーそしてボクシング、射撃、これらの競技に参加する選手や役員の皆さん、また各地から訪れる皆さん方が、松前町はいいところだなあというふうに言っていただけるようなまちづくりにし

ていきたいというふうに思います。そして、大勢の町民の皆さん挙げて、松前町を訪れる人たちと交流ができるように取り組んでいきたいというふうに思います。

いずれにしても、これからもこれまでの姿勢と同様、見える、わかる、そして清潔な姿勢で町政を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとの質問につきましては、教育長並びに担当課長からお答えをいたします。

○議長（三好勝利） 永見教育長。

○教育長（永見修一） 私のほうからは教育委員会制度の変更についてお答えをいたします。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、本年4月1日から新しい教育委員会制度が施行されます。主な改正内容は、第1に教育行政の責任体制を明確にすることです。これまで、教育委員会を代表する教育委員長と事務の統括者である教育長のどちらが責任者かわかりにくいという課題がございました。そのため、教育委員長を廃止し、教育長の任命について、従来教育委員会において教育委員の中から選んでおりましたが、改正後は議会の同意を得た後、直接町長から任命されることになり、常勤の特別職となる教育長が教育委員会の代表者となって、会議を主宰することになります。第2に、町長と教育長、教育委員が集まって、協議、調整する場として総合教育会議を置くことになっております。町長は、会において、教育委員会と協議して松前町としての教育に関する総合的な施策の大綱を策定することになります。今回の教育委員会制度の改正では、教育行政における責任体制を明確にし、迅速な危機管理体制をつくり、さらには選挙で選ばれた町長との連携の強化を図ったものとなっております。

本町におきましては、従来から町長と教育委員会と学校長との間で教育推進懇話会を開催し、学校現場との情報交換をしていることから、新制度の総合教育会議へのスムーズな移行ができるものと考えており、今後も保護者や社会教育などの関係者、地域住民の声を反映させた教育委員会となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 玉井まちづくり課長。

○まちづくり課長（玉井信二） それでは、私からは負担金についてお答えします。

地元の要望を受け実施している農道、水路、かんがい用ポンプ施設の新設や改修などの町営土地改良事業につきましては、受益者である地元に応分の負担をお願いしております。その負担金につきましては、松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例に基づき、事業の種別により負担割合を定めています。町単独事業につきましては、水路やポンプ施設のかんがい排水事業の場合、町が60%、地元が40%の割合となっております。また、県から補助のある土地改良事業につきましては、水路やポンプ施設のかんがい排水事業の場合、県が40%、町が35%、地元が25%の負担割合となっております。一方、町が主体とな



る町道などの新設、改良工事につきましては、地元への負担は求めておりません。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 加藤議員。

○3番（加藤博徳議員） それぞれに一定の回答をいただきました。

松前町は、合併交付金なしで今まで頑張っております。町の職員の方を含め、町長には健康に十分留意され、松前町のために今後とも御尽力いただきますよう御期待申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（三好勝利） 以上をもちまして本日の日程は全て終了をしました。

これにて散会をいたします。

午前11時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 寺 下 武

松前町議会議員 八 束 正

3月18日（第4号）

平成27年松前町議会第1回定例会会議録

平成27年3月18日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 稲田輝宏   | 3番 加藤博徳   | 4番 寺下武    |
| 5番 八束正    | 6番 藤岡緑    | 7番 村井慶太郎  |
| 8番 早瀬武臣   | 9番 松本一二美  | 10番 澤田登代一 |
| 11番 岡井馨一郎 | 12番 伊賀上明治 | 13番 三好勝利  |
| 14番 木下淳   |           |           |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の13名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 白石勝也 |
| 副町長           | 栗田哲志 |
| 副町長<br>(防災担当) | 中矢博史 |
| 教育長           | 永見修一 |
| 保健福祉部長        | 高橋昌志 |
| 産業建設部長        | 伊賀上晃 |
| 総務課長          | 金子知芳 |
| 財政課長          | 升田年紀 |
| 財政課技監         | 瀧本精一 |
| 税務課長          | 島田恵介 |
| 国体準備室長        | 塩梅淳  |
| 福祉課長          | 大政哲志 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 町民課長        | 久津那延幸 |
| 保険課長        | 久津那良幸 |
| 健康課長        | 山本有三  |
| まちづくり<br>課長 | 玉井信二  |
| 産業課長        | 徳居芳之  |
| 上下水道課長      | 忽那俊幸  |
| 会計課長        | 松岡芳弘  |
| 学校教育課長      | 岡本明   |
| 社会教育課長      | 富田徹   |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局長      | 大政博文 |
| 議会事務局<br>書記 | 仙波晴樹 |

平成27年松前町議会第1回定例会

議事日程表 No.4

平成27年3月18日(水) 午前10時30分 開議

- |       |               |                                               |    |    |
|-------|---------------|-----------------------------------------------|----|----|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名    |                                               |    |    |
| 日程第2  | 議員提出議案第1号     | 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例                          |    |    |
| 上程    | 提案理由説明        | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第3  | 議案第1号         | 松前町行政手続条例の一部を改正する条例                           |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第4  | 議案第2号         | 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する<br>条例              |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第5  | 議案第3号         | 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専<br>念する義務の特例に関する条例  |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第6  | 議案第4号         | 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例                      |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第7  | 議案第5号         | 松前町職員定数条例の一部を改正する条例                           |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設) | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第8  | 議案第6号         | 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基<br>準を定める条例         |    |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第9  | 議案第7号         | 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一<br>部を改正する条例        |    |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第10 | 議案第8号         | 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に<br>関する条例の一部を改正する条例 |    |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第11 | 議案第9号         | 松前町立幼稚園設置条例                                   |    |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第12 | 議案第10号        | 松前町立保育所条例                                     |    |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                            | 討論 | 採決 |
| 日程第13 | 議案第11号        | 松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例                     |    |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)   | 質疑                                            | 討論 | 採決 |

|       |        |                                                                                                       |
|-------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第14 | 議案第12号 | 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例                                                                      |
|       | 上程     | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第15 | 議案第13号 | 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例                                                                             |
|       | 上程     | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第16 | 議案第14号 | 松前町介護保険条例の一部を改正する条例                                                                                   |
|       | 上程     | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第17 | 議案第15号 | 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例                                                    |
|       | 上程     | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第18 | 議案第16号 | 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例          |
|       | 上程     | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第19 | 議案第17号 | 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
|       | 上程     | 委員長報告(文教厚生) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第20 | 議案第21号 | 平成26年度松前町一般会計補正予算(第5号)について                                                                            |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第21 | 議案第22号 | 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について                                                                      |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第22 | 議案第23号 | 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)について                                                                        |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第23 | 議案第24号 | 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について                                                                     |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第24 | 議案第25号 | 平成27年度松前町一般会計予算について                                                                                   |
|       | 上程     | 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決                                                                                  |
| 日程第25 | 議案第26号 | 平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について                                                                             |

|        |             |                                        |    |    |
|--------|-------------|----------------------------------------|----|----|
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                     | 討論 | 採決 |
| 日程第26  | 議案第27号      | 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について             |    |    |
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                     | 討論 | 採決 |
| 日程第27  | 議案第28号      | 平成27年度松前町介護保険特別会計予算について                |    |    |
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                     | 討論 | 採決 |
| 日程第28  | 議案第29号      | 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について             |    |    |
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                     | 討論 | 採決 |
| 日程第29  | 議案第30号      | 平成27年度松前町水道事業会計予算について                  |    |    |
| 上程     | 委員長報告（予算決算） | 質疑                                     | 討論 | 採決 |
| 日程第30  | 議案第35号      | 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例              |    |    |
| 上程     | 提案理由説明      | 質疑                                     | 討論 | 採決 |
| 日程第31  | 報告第2号       | JR北伊予駅自由通路及び周辺整備事業調査特別委員会の<br>中間報告について |    |    |
| 上程     | 委員長報告（特別）   | 質疑                                     |    |    |
| 日程第32  | 議案第36号      | 松前町監査委員の選任について                         |    |    |
| 上程     | 提案理由説明      | 質疑                                     | 討論 | 採決 |
| 日程第33  | 議案第37号      | 副町長の選任について                             |    |    |
| 上程     | 提案理由説明      | 質疑                                     | 討論 | 採決 |
| 日程第34  | 議案第38号      | 松前町教育委員会教育長の選任について                     |    |    |
| 上程     | 提案理由説明      | 質疑                                     | 討論 | 採決 |
| 日程第35  | 議員の辞職の件     |                                        |    |    |
| 上程     |             |                                        |    | 採決 |
| 追加日程第1 | 議選第2号       | 伊予消防等事務組合議会議員の選挙                       |    |    |

午前10時30分 開議

○議長（三好勝利） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第118条の規定により、議長が指名をします。

6番藤岡緑議員、7番村井慶太郎議員、8番早瀬武臣議員、以上3名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議員提出議案第1号 松前町議会委員会条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第2、議員提出議案第1号松前町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

14番木下淳議員。

○14番（木下 淳議員） 議員提出議案第1号松前町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び松前町会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年3月18日。

松前町議会議長三好勝利様。

提出者、松前町議会議員木下淳、賛成者、同村井慶太郎、同岡井馨一郎、同藤岡緑、同寺下武、同加藤博徳。

提案理由。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、第19条中の「教育委員会の委員長」を「教育長」に改めるものです。

附則において、この施行日は平成27年4月1日とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有するものとするものです。



以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。  
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。  
採決を行います。

議員提出議案第1号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第3 議案第1号 松前町行政手続条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第3、議案第1号松前町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

寺下武委員長。

○総務産業建設常任委員長（寺下 武議員） 去る3月3日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第1号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の改正は、行政手続法が、行政指導を行う場合の根拠等の提示義務、行政指導の中止等の求め、法令に違反する行為に対し処分等を求めることができるように一部改正されたため、条例においても同様の改正をするものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。
質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第1号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第2号 松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

日程第5 議案第3号 松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

日程第6 議案第4号 松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

日程第7 議案第5号 松前町職員定数条例の一部を改正する条例(上程、委員長報告(総務産業建設)、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第4、議案第2号松前町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第3号松前町教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例、日程第6、議案第4号松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例及び日程第7、議案第5号松前町職員定数条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

寺下武委員長。

○総務産業建設常任委員長(寺下 武議員) 去る3月3日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第2号から議案第5号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第2号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変わるため、松前町特別職の職員の給与に関する条例に教育長を追加し、追加に伴い附則で既存の松前町教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第3号についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新たな教育長に職務専念の義務が課せられるため、新規に条例を規定するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第4号についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変わるため、教育長を特別職報酬等審議会の審議対象とするよう、松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

続いて、議案第5号についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、松前町職員定数条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、条例の改正に対する質疑に対し、法律の一部改正により教育委員会事務局職員の定数を規定する条項が変わったため、条例で法律の条項を引用している箇所を改正するものであり、内容については変わらないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第2号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第2号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第3号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第3号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第4号についてを質疑いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第4号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第5号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第5号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第 8 議案第6号 松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

日程第 9 議案第 7 号 松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

日程第 10 議案第 8 号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第 8、議案第 6 号松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第 9、議案第 7 号松前町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び日程第 10、議案第 8 号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳委員長。

○文教厚生常任委員長（加藤博徳議員） 去る 3 月 3 日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第 6 号から議案第 8 号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第 6 号については、児童福祉法の一部の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を条例で定めることとされたため、新規の条例を制定するものです。

審査の過程において、条例の制定により何が変わるのかとの質疑に対し、児童 1 人当たりの面積が 1.65 平方メートル以上になる。また、クラスごとに 2 人以上の職員を配置するため、環境の改善が図れるとの答弁がありました。

また、障がいのある児童の受け入れに関する質疑に対し、現状でも受け入れているが、放課後児童クラブで受け入れるのがよいのか、他の事業で受け入れるのがよいのか、子供のことを第一に考え、保護者と相談しながら対応していくとの答弁がありました。

委員からは、5 年間の経過措置が認められているが、新体制が早期に完全実施されるよう準備を進めてほしいとの要望が出されました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第 7 号については、議案第 6 号で松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したことに伴い、重複する条文を削除するものです。

審査の過程において、制度上は 6 年生まで受け入れることになっている。本町では現在 3 年生までの受け入れとなっているが、6 年生まで受け入れられないのかとの質疑に対

し、設備が整い次第、6年生まで拡大するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第8号については、非常勤の報酬を規定している本条例中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長の項目を削除し、松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴い、放課後児童支援員の項目を追加するものです。

審査の過程において、半日勤務の場合の報酬に関する質疑に対し、支援員の場合は年間勤務時間が決まっているため減額はないが、補助員の場合は時間給で賃金を支払うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第6号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第6号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第7号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第8号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第11 議案第9号 松前町立幼稚園設置条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

日程第12 議案第10号 松前町立保育所条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

日程第13 議案第11号 松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第12号 松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第11、議案第9号松前町立幼稚園設置条例、日程第12、議案第10号松前町立保育所条例、日程第13、議案第11号松前町保育所における保育に関する条例を廃止する条例及び日程第14、議案第12号松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例を一括議題といたします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳委員長。

○文教厚生常任委員長（加藤博徳議員） 去る3月3日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第9号から議案第12号までについて審査の内容とその結果について御報告いたします。

最初に、議案第9号については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、授業料が施設型給付制度に変更されるため、保育料の徴収根拠を規定するとともに、附則において松前町

立幼稚園授業料その他の費用の徴収条例を廃止するものです。

審査の過程において、授業料が保育料に変更された経緯に関する質疑に対し、子ども・子育て支援新制度において、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設型給付に係る費用は全て保育料から賄うこととなったため、授業料から保育料に変わったとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第10号については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、松前町保育所条例の全部を改正し、入所資格の認定、入所手続及び保育料の徴収根拠等についてを規定するものです。

審査の過程において、障がいを持つ子供の受け入れ態勢の質疑に対し、基本は障がいの有無にかかわらず全ての子供を受け入れることであるが、保育所で受け入れるのがよいのか、他のサービスの利用がよいのか、子供のことを第一に考え、保護者と相談しながら決定するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第11号については、児童福祉法の改正に伴い、保育所における保育を行う基準が、子ども・子育て支援法施行規則において定められたため、同様の内容を規定している本条例を廃止するものです。

審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第12号については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、施設型給付費の利用者負担額を定めるための条例を制定するものです。

審査の過程において、利用者負担額が所得税額による区分から町民税所得割額による区分に変更されたことにより変わるのかとの質疑に対し、幼稚園、保育所ともに負担額に変更のないように設定している。従来の設定よりも細分化された区分では、負担額が下回る世帯もあるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第9号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。



討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第10号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第11号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第12号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第13号 松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
(上程、委員長報告(文教厚生)、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第15、議案第13号松前町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳委員長。

○文教厚生常任委員長(加藤博徳議員) 去る3月3日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、介護保険法の一部改正に伴い、従来厚生労働省令で定められていた包括的支援事業の実施に関する基準を条例で定めることとされたため、新規に条例を制定するものです。

審査の過程において、町内の第1号被保険者数に関する質疑に対し、平成26年4月30日時点で8,465人、平成27年度は8,803人、平成28年度は8,988人、平成29年度は9,136人になると推計しているとの答弁がありました。

また、地域包括支援センターの人員に関する質疑に対し、町内の第1号被保険者数が現時点で6,000人を超えているため、国の配置基準は3名であるが4名としている。9,000人を超えた場合は5名となるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長(三好勝利) 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第16 議案第14号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第16、議案第14号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳委員長。

○文教厚生常任委員長（加藤博徳議員） 去る3月3日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第14号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度の第6期介護保険料を改正するものです。

審査の過程において、新たな保険料の周知方法について質疑があり、ホームページや広報まさきへの掲載、また改定の通知を送付するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告申し上げます。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第17 議案第15号 松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

日程第18 議案第16号 松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

日程第19 議案第17号 松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第17、議案第15号松前町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第16号松前町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び日程第19、議案第17号松前町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

加藤博徳委員長。

○文教厚生常任委員長（加藤博徳議員） 去る3月3日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第15号から議案第17号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第15号については、介護保険法施行規則の一部を改正する省令に伴い、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、事故発生時の対応についての質疑に対し、事業者に町及び利用者の家族への連絡とともに事故報告書の提出を義務づけており、状況に応じて県とも連携するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報

告いたします。

次に、議案第16号についても、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、条例の運営基準を見直すものです。

審査の過程において、事業所での事故への対応に関する質疑に対し、条例において、登録定員がふえても事業所で受け入れができるかどうかは施設によって異なってくる。問題点を把握した場合は実地指導を行うとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第17号についても、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、条例の運営基準について改正するものです。

審査の過程においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第15号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第16号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されまし

た。

議案第17号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第21号 平成26年度松前町一般会計補正予算(第5号)について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第21 議案第22号 平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第22 議案第23号 平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第23 議案第24号 平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第20、議案第21号平成26年度松前町一般会計補正予算第5号について、日程第21、議案第22号平成26年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、日程第22、議案第23号平成26年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号について及び日程第23、議案第24号平成26年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第3号についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

岡井馨一郎委員長。

○予算決算常任委員長(岡井馨一郎議員) 去る3月3日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第21号から議案第24号までについて審査の内容とその結

果を御報告いたします。

最初に、議案第21号は、歳入歳出予算に1億4,909万4,000円を追加し、総額を98億8,078万2,000円とするものです。

審査の過程におきましては、総務部所管については、地方版総合戦略については人口の動向などの基礎調査を委託し、その結果をもとに職員において平成27年度中に策定する。策定した総合戦略による事業については成果目標を掲げ、事業を実施して検証し、改善、反映を行うとの答弁がありました。

財政調整基金の積立額についての基準はないが、年度間の財政調整のために積み立てるものであり、町としては標準財政規模の1割の6億5,000万円程度を目標としているとのことでした。

保健福祉部所管については、保育所の臨時保育士の賃金を減額しているが、保育士の人員配置は国の基準を満たしている。当初は各年齢ごとに保育士の配置を考えていたが、クラス編制などによって効率的な運営を行ったとのことでした。

保育所の耐震診断については、現場での診断作業は終わっており、現在審査機関に提出しており、5月ごろまでに結果が出る見込みである。その結果により、改修か建てかえか等の判断をするとのことでした。

次に、産業建設部所管については、プレミアムつき商品券の取扱店については、県内の消費を喚起する目的のため、公募により取扱店を広く募集する。町のプレミアムつき商品券発行事業についても同様な考えで行いたいとのことでした。

委員からは、住民への周知について十分配慮するようにとの意見がありました。繰越明許費で予算額のほとんどが繰越金となっている理由について質疑があり、国や県などの協議に時間を要するなど、対外的な要因によるものである。今後は、繰越額を少なくしていくとの答弁がありました。

教育委員会所管については、地方創生先行型事業における幼稚園備品の購入については、備品を整備することにより、園児が安心して幼稚園での生活が送れることにより、ひいては幼稚園の入園者数の増につなげたいとのことでした。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第22号について。

年度末の資金不足に対応するため、一時借入金の限度額の増額と医療費や療養費の増加に伴い、保険給付費を増額補正するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されましたので、御報告いたします。

次に、議案第23号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、介護予防事業の委託料の減額理由について質疑があり、運動機能の向上を目指すケアフィット事業とスイムアンドデイ事業の利用者が当初の見込みより少なくなったためであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されましたので、御報告いたします。

以上です。

(「24」の声あり)

ああ、24。済みません。これはもう短いもので、済みません。

次に、議案第24号については、事業費の確定に伴い、公共下水道建設費を減額補正するものです。

審査においては特に質疑なく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されましたので、御報告いたします。えらい失礼しました。

以上です。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第21号についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第21号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第22号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第22号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

議案第23号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第23号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第24号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第24号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第25号 平成27年度松前町一般会計予算について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第25 議案第26号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第26 議案第27号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第27 議案第28号 平成27年度松前町介護保険特別会計予算について(上

程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第28 議案第29号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第29 議案第30号 平成27年度松前町水道事業会計予算について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第24、議案第25号平成27年度松前町一般会計予算について、日程第25、議案第26号平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算について、日程第26、議案第27号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第27、議案第28号平成27年度松前町介護保険特別会計予算について、日程第28、議案第29号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算について及び日程第29、議案第30号平成27年度松前町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

岡井馨一郎委員長。

○予算決算常任委員長（岡井馨一郎議員） 去る3月3日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第25号から議案第30号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

最初に、議案第25号平成27年度松前町一般会計予算の総額は92億5,617万1,000円で、前年度に比べ2億7,835万5,000円増となっています。

歳入の主なものは、町税が40億8,730万3,000円、地方消費税交付金が4億9,900万円、地方交付税が13億3,300万円、国庫支出金が10億3,896万6,000円、県支出金が7億8,956万7,000円、町債が6億2,080万円です。

目的別歳出予算の主なものは、総務費が12億6,933万1,000円、民生費が34億7,254万円、教育費が10億3,951万4,000円、公債費が9億9,324万4,000円です。

審査の過程におきまして、総務部所管については、ふるさと納税のお礼の品については今後寄附された人が選択できる方法を検討していくが、金額を上げることについては考えていないとのことでした。

第4分団の消防詰所の建設については、平成27年度に建物の設計、土地の購入、造成を行い、平成28年度に詰所の建設を行い、年度内の完成を考えているとのことでした。

地方交付税に関する質疑があり、税収がふえた分の4分の3に相当する額の交付税が減額されるが、全体で4分の1は収入がふえることになり、増収努力については一定部分は反映される。しかし、今年度の交付税減額は消費税率の改定による地方消費税交付金の増額によるものが主なものであるとの答弁がありました。

公共施設等総合管理計画については、全国で施設の老朽化が進んでいるため、国の指示

により平成28年度までに作成するものです。町の施設の管理計画であるため町が責任を持って策定しなければならないが、策定経費の2分の1は特別交付税に算入されるとのことでした。

えひめ国体の啓発については、マッキー図柄の顔出し看板を庁舎前に設置し、マスコットキャラクターを印刷したクリアファイルやうちわの配布を行うとのことでした。

次に、保健福祉部所管については、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金について質疑があり、平成26年度は初めての事業で対象者が把握されなかったため、全世帯に申請書を送付し混乱があったが、平成27年度は町民税が確定した後に対象見込み者に通知するとの答弁がありました。

放課後児童健全育成事業については、宗意原保育所の休園に伴い、松前小学校放課後児童クラブへの転用についての質疑があり、町内保育所の耐震診断の結果によっては一時的に宗意原保育所で子供を保育する必要があるため、現時点では施設の利用方法は不明であるとの答弁がありました。

鉄道安全輸送設備整備費支援事業について質疑があり、伊予鉄道の郡中線のレールを更新するに当たり、公共交通機関のため県及び沿線の市町が助成し、鉄道事業会社が国の補助を受けて実施するとの答弁がありました。

廃棄物収集運搬処理費の増額について質疑があり、廃棄物の収集作業員1人当たりの単価が昨年と比べ約5.6%伸びているのが主な原因であるとの答弁がありました。

がん検診推進事業について質疑があり、乳がん、子宮頸がん対象者への受診勧奨を、平成26年度は平成21年度から平成24年度までの4年間の未受診者について行ったが、平成27年度は平成25年度1年間の未受診者への勧奨のため、対象者が減ったことにより減額したものであるとの答弁がありました。

介護保険特別会計への繰出金について質疑があり、今後も高齢者が増加すると思われ、それに対する介護予防の事業費等も増加するため、繰出金も増加すると思われるとの答弁がありました。

次に、産業建設部所管については、地場産業推進事業の今後の計画の質疑に対し、大阪ダイキなんば店は県の事業が終了するため行わず、名古屋名鉄百貨店についても町単独で3年間行ってきたが、今後県が県内の他市町と行うので終了する。平成27年度は、広島でうまいものフェアを株式会社フジと協力して行い、その成果を見て今後継続して行うか検討するとの答弁がありました。

木造住宅耐震促進事業で、監理分の助成についての質疑に対し、耐震工事終了後に適切に耐震工事ができているか確認するための費用を助成するものであるとの答弁がありました。

中川原地区の樋門の設計委託について質疑があり、樋門の改修工事に伴い水利の設計調

査の申請を行う必要があるため、測量設計を行うものである。工事は県営事業で、工事費は9,000万円を予定しているとの答弁がありました。

教育委員会所管については、子ども・子育て支援新制度に伴う幼稚園一時預かり事業については、1日当たり1人800円で、保護者負担400円を見込んでいる。町の子ども・子育て支援会議で利用見込み数を検討し、1日当たり100人としているが、詳細については今後検討するとのことでした。

給食センターの小型ボイラーの工事については、新しくセンターを建てかえてから12年がたち、今後故障時の補償ができなくなるため、工事費用を考慮して2基のうち1基を更新するものであるとのことでした。

学校生活支援員の増加については、毎年就学に当たって保護者から支援員の配置についての要望があり、平成27年度については、幼稚園への支援員の配置が多くなったものであるとのことでした。

まさき文化祭における物産展をたわわ祭で行うことによる庁舎前駐車場の催しについては、従来の松前公園体育館前で行っていたフリーマーケットを行うとのことでした。

松前町史の編さんは、発行までに二、三年かかる見込みであり、今後の編さん計画については準備委員会で検討していくとのことでした。

公民館の耐震診断後の計画について質疑があり、耐震診断の結果を踏まえて、予算を考慮しながら検討していくとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第26号平成27年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を38億9,849万円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税6億2,373万4,000円、国庫支出金7億5,599万8,000円、前期高齢者交付金9億9,407万6,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費24億6,995万円、後期高齢者支援金等4億254万6,000円、共同事業拠出金7億9,630万3,000円です。前年度当初予算と比較すると、主として国保財政の安定化を図るため、県内の全市町で実施する保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方法が変更されることなどにより、前年度に比べ4億5,535万2,000円の増となっています。

審査の過程におきまして、高額医療費の限度額の引き下げに伴い増加した経費については、国、県から補填があるとのことでした。国保会計の財政状況は大変厳しい状況であるが、今後の保険料の改定については、国保の決算や課税所得が確定した後に保険料を試算して検討するとのことでした。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御

報告いたします。

次に、議案第27号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額4億325万8,000円とするものです。

歳入の主なものは、保険料2億9,393万5,000円、繰入金1億280万5,000円です。

歳出の主なものは、広域連合納付金3億6,757万8,000円、人件費や広域連合負担金などの総務費が2,874万3,000円です。前年度当初予算と比較すると1,184万7,000円の増となっています。

審査の過程において、増額予算の理由に関する質疑に対し、人数的には2.1%の増加だが、予算額は3%増加しており、主な理由は、被保険者の増加に伴い広域連合への納付額などが増加するためであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第28号平成27年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を27億4,862万8,000円、介護サービス事業勘定を2,049万7,000円とするものです。前年度当初予算と比較すると、主として保険事業勘定においては、受給者数の増加と特定施設の開設に伴い1億1,271万5,000円増となっています。介護サービス事業勘定においては29万7,000円増となっています。

審査の過程において、居宅介護サービス等給付費の増加は、高齢者が自宅で快適に健康で長生きしてもらう国の動向によるものかとの質問に、その方向になっているが、まだ数字的にはあらわれていない。現状の利用状況を考慮した予算措置であるとの答弁がありました。

介護予防事業費の温泉を取り込んだ事業は、地域の社会資本である町内の温泉施設を活用した事業で、運動や介護予防の事業後、温泉に入ってもらい、その後違う予防事業を行うとのことでした。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第29号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計予算は、総額を6億5,328万4,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金6,305万円、繰入金3億1,324万3,000円、町債1億7,250万円です。

歳出の主なものは、建設費2億1,173万1,000円、公債費3億1,809万5,000円です。

審査の過程におきまして、下水道事業受益者負担の件数についての質疑に対し、平成27年度の工事予定箇所における接続予定件数であり、今後の訪問や広報等により接続件数が増加するように努力するとのことでした。

委員からは、下水道事業は大きな予算を使った事業であり、また公共水面の水質向上を図るためのものである。もっと啓発活動を行い、下水道事業を推進していくようにとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第30号平成27年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入 4 億5,066万1,000円、収益的支出 4 億5,971万1,000円、資本的収入 1 億6,965万円、資本的支出 2 億6,514万8,000円とするものです。

審査の過程におきまして、水道事業会計は厳しく、値上げが必要ならば、その前に経費削減に向け水道の検針を 2 カ月に 1 回にしたり、浄水場や水源地における電力の自然エネルギーの利用を進めたりするべきではないのかとの質疑に対し、検針回数の見直し及び自然エネルギーの利用について、今後状況を見ながら検討していくとの答弁がありました。

委員からは、水道料金を改定する場合は年度当初から行うように、また早目の情報と計画を示すようにとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

昼食のため、少し早いけど暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1 時 0 分 再開

○議長（三好勝利） 昼食以前に引き続き議会を再開いたします。

議案第25号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第25号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第26号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第26号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第27号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第27号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第28号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第28号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第29号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第30号について質疑を行います。

7番村井慶太郎議員。

○7番(村井慶太郎議員) 議案第30号について質疑をします。

委員長報告では節約案件が2件ほど出てきましたが、それだけではなく、この水道料金、かなり松前町民の注目の的なんですよね。ほいで、まだまだ節約するところはもっとあると思うんで、そういうところをもっと精査してもらって、儉約した結果どうしても値上げがしょうがないというようなことで、町民に納得いくような値上げの方法をまた委員長のほうからちょっと強く要望してほしいんですけど、いかがですか。

○議長(三好勝利) 岡井委員長。

○予算決算常任委員長(岡井馨一郎議員) 今の御質問にお答えいたします。

検針については、2カ月に1回にしたかどうかというお話がありました。これにつきましては、理事者側のほうも検討してみましようというふうなお答えでした。そして、自然エネルギー、これについてもそういうお答えでした。

ただ、値上げについてやはりいろいろな面からの検討をしてもらおうと。やはり、上がるということについては皆さん余り喜ぶ問題ではございませんので、そのあたりは理事者側とまた私のほうで話ができるのであればお話もして、何とかいい方向へ持っていけるような形のことを考えていったらいいなあと、これぐらいしかお答えができませんので、そういうことでよろしくお願ひします。

○議長(三好勝利) 村井議員。

○7番(村井慶太郎議員) ありがとうございます。

これ上水道というのは代替品がないんですよね。お米を値上げするというんなら、ほいたらパン食にしようとかうどんにしようとかということが出来るんやけど、この水だけは代替品がないんですよ、松前町に住んどる以上。松前の水道代が高なったけん、松山からもらうじゃのというんは、またこんなことできんもんで、もうちょっと町民が納得で

きる値上げ方法、節約方法、そういうふうな、行政が汗をかいた跡が見えるような今後の値上げの方法というんを考えてもらいたいというだけで、今後また委員長にも期待して質問は終わらせてもらいます。

○議長（三好勝利） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第30 議案第35号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第30、議案第35号町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第35号について提案理由を申し上げます。

本町の財政は、行政改革や東レ愛媛工場の増設及び大型商業施設の開店等により収支の改善が図られ、主要な財政力指数も県内では上位に位置しております。また、日本経済は、国の積極的な経済対策により景気は緩やかな回復基調が続いており、先行きについても当面弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善傾向が続く中、原油価格の下落の影響や各種施策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されております。ただ一方で、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクなどの不安定要素も存在し、依然として不透明な状況であります。

本町における平成27年度一般会計当初予算は、税込及び地方消費税交付金について一定の改善が見込まれますが、その反面、普通交付税については減額が見込まれており、歳出では扶助費の増加や国体施設整備などの大型事業のほか、特別会計への繰出金により財源不足に陥るなど厳しい財政状況となっております。

このため、私のほか副町長、教育長について、来年度も引き続き給料月額を10%減額す

る等所要の改正を行うものであります。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第35号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第31 報告第2号 JR北伊予駅自由通路及び周辺整備事業調査特別委員会の
中間報告について（上程、委員長報告（特別）、質疑）

○議長（三好勝利） 日程第31、報告第2号JR北伊予駅自由通路及び周辺整備事業調査特別委員会の中間報告についてを議題とします。

同委員会から中間報告の申し出がありますので、お諮りします。

本件について報告を受けることに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、中間報告を受けることに決定を
しました。

JR北伊予駅自由通路及び周辺整備事業調査特別委員長の発言を許可します。

澤田登代一議員。

○JR北伊予駅自由通路及び周辺整備事業調査特別委員長（澤田登代一議員） それでは、JR北伊予駅自由通路及び周辺整備事業調査特別委員会の中間報告をいたします。

まず1つ目には、JR北伊予駅自由通路及び周辺整備事業にかかわる事実関係の調査であります。

調査の経過。1、平成26年7月23日、本特別委員会が設置され、議長指名により稲田孔、稲田輝宏、加藤博徳、寺下武、八束正、藤岡緑、村井慶太郎、早瀬武臣、松本一二美、澤田登代一、岡井馨一郎、伊賀上明治、三好勝利、木下淳の14名の委員が選出されました。

2、同日委員会を開催し、委員長に澤田登代一を、副委員長に八東正をそれぞれ選任いたしました。

委員会等の開催の内容であります。町内におきましては特別委員会を、またアンケート等の調査、それに伴う打ち合わせ等はごらんのとおりの表であります。

それから、町外に関することにかかわりましては、関連機関あるいはまた県内の事例を1件、ごらんのとおりの5件を、参加者の有志によりましてお時間を割いていただいて聞き取りをいたしました。

設置以来7カ月余りたっております。前半はかなり精力的に調査ができましたが、後半はかなりロス的な時間が経過しております。委員会としてもここらである程度一定の方向を出して、理事者にもそれなりの対応はしていただきたいということで中間報告をまとめましたので、ここに発表をさせていただきます。

調査の中間報告。1、計画している施設に至るまでの委員会、協議会等の協議の記録がはっきりしない。したがって、いつ誰がどのような検討をしての結果なのか不明である。

2、今後の計画にはアンケート調査の結果も参考にすべきである。

3、費用効果から見て、駅舎周辺の活性化を前提とする施設であるべきである。したがって、その具体的な計画を作成した後、または同時に進行すべきである。

完成後の利用見込みも検討し、安全上からも再検討をする必要がある。

J R 四国と工事設計、工事費を十分討議し、確定した後に計画をするべきである。また、J R 四国自体の工事はJ R 四国が負担すべきである。

上記を精査し、松前町にとってどのような施設が必要なのか再検討を必要とする。

以上、中間報告をさせていただきます。

○議長（三好勝利） 質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

委員長の中間報告をこれにて終わります。

~~~~~

### 日程第32 議案第36号 松前町監査委員の選任について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第32、議案第36号松前町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第36号について提案理由を申し上げます。

議見を有する者として選任をしておりました松前町監査委員岡本靖氏が、平成27年3月

31日をもって退任するために、後任の委員に次の者を選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、伊予郡松前町大字西古泉327番地、氏名、安永紀雄氏、生年月日、昭和24年2月19日、参考として本人の経歴を添付しておりますので、御一覧をいただきたいと思いません。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第36号を同意することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

ただいま同意しました安永紀雄さんが挨拶に見えておられますので、このまましばらくお待ちください。

安永紀雄さんの挨拶をお願いいたします。

○安永紀雄 ただいま御紹介いただきました安永紀雄でございます。このたびは、監査委員の選任に関し御同意をいただき、まことにありがとうございます。ただ、今はその責任の重さに大変身の引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、監査委員の役割を認識し、関係の方々の御指導を受け、日々研さんに努め、常に公正かつ不偏の姿勢を保持し、その職責を果たしていく覚悟でございますので、今後ともよろしく願いいたします。甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三好勝利） 安永紀雄さんの挨拶を終わります。

~~~~~

日程第33 議案第37号 副町長の選任について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第33、議案第37号副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第37号について提案理由を申し上げます。

松前町副町長栗田哲志氏の任期が、平成27年3月31日をもって満了となるため、後任の副町長に次の者を選任したいため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、伊予郡松前町大字北川原728番地3、氏名、岡本靖、生年月日、昭和28年1月23日、参考として本人の経歴を添付しておりますので、御一覧をいただきたいと存じます。よろしく御審議を賜り、御同意をいただきますよう心からお願い申し上げます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第37号を同意することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

ただいま同意しました岡本靖さんが挨拶に見えておられますので、このまましばらくお待ちをください。

岡本靖さんの挨拶をお願いいたします。

○岡本 靖 今ほど御同意をいただきまして、本年4月1日付で副町長に就任させていただくことになりました岡本靖でございます。今年度は監査委員を務めさせていただき、大変お世話になりました、ありがとうございます。このたびは、新たに重責を担わせていただくことになり、改めて身の引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、ふるさと松前町の発展のために全身全霊で職務に取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きまして御指導を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好勝利） 岡本靖さんの挨拶を終わります。

~~~~~

日程第34 議案第38号 松前町教育委員会教育長の選任について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第34、議案第38号松前町教育委員会教育長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第38号について提案理由を申し上げます。

教育長永見修一氏が、平成27年3月31日をもって退任をするために、後任の教育長に次の者を選任したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び同法附則第3条の規定により議会の同意を求めます。

住所、伊予郡松前町大字筒井292番地1、氏名、本馬毅氏、生年月日、昭和28年1月25日、参考として本人の経歴を添付しておりますので、御一覽をいただきたいと思えます。よろしく御審議をいただき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第38号を同意することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決しました。

ただいま同意しました本馬毅さんが挨拶に見えておられますので、このまましばらくお待ちください。

本馬アツシさんの挨拶をお願いいたします。

○本馬 毅 ただいま御紹介をいただきました本馬毅と申します。このたびは議員の皆様から教育長の選任に御同意いただきありがとうございます。大変光栄に存じますとともに、その重責に身が引き締まる思いでございます。

今、教育委員会制度改革が目前に迫っております。教育の不易と流行を見きわめつつ、改革のための知恵を出し合いながら、新しい制度が確かなものとなるように努めたいと思っております。ひいては、未来を託す子供たちの人づくりや、広く町民の皆様へ寄与できる教育行政となるよう微力ながら精いっぱい頑張りたいとも思っております。議員の皆様には、今後とも御指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではござい

すが御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 失礼をしました。本馬毅さんを間違いまして、失礼しました。  
本馬毅さんの挨拶を終わります。

~~~~~

日程第35 議員の辞職の件（上程、採決）

○議長（三好勝利） 日程第35、議員の辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、村井慶太郎議員の退場を求めます。

〔7番 村井慶太郎議員 退場〕

○議長（三好勝利） 事務局長に辞職願を朗読をさせます。

大政事務局長。

○議会事務局長（大政博文） 平成27年3月18日。松前町議会議長三好勝利様。松前町議会議員村井慶太郎。

辞職願。このたび愛媛県議会議員に立候補するため、平成27年3月31日をもって議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（三好勝利） お諮りします。

村井慶太郎議員の辞職を許可することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、村井慶太郎議員の議員の辞職を許可することに決定しました。

村井慶太郎議員の除斥を解除いたします。

〔7番 村井慶太郎議員 入場〕

○議長（三好勝利） 村井慶太郎議員から挨拶の申し出がありますので、これを認めます。

7番村井慶太郎議員。

○7番（村井慶太郎議員） 8年弱ではありましたが、大変お世話になりました。この8年間、町民のため、松前町のためと自分を犠牲に邁進してきました。町行政に携わってきて、地方自治にとって県の存在は大変重要な存在であることがわかってきました。

そこで、今回、今まで以上に松前町の発展、愛媛県、伊予郡のためにと統一地方選挙に出馬することとし、松前町議会議員を辞職します。8年間本当にありがとうございました。

○議長（三好勝利） この場でしばらく暫時休憩をいたします。

午後1時29分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（三好勝利） 再開をいたします。

村井慶太郎議員の辞職の許可により、平成27年4月1日より伊予消防等事務組合議会議員が1名欠員となります。

お諮りします。

伊予消防等事務組合議会議員の選挙を本日の日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、伊予消防等事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をしました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議選第2号 伊予消防等事務組合議会議員の選挙

○議長（三好勝利） 追加日程第1、伊予消防等事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をしました。

4番寺下武議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました寺下武議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました寺下武議員が当選されました。

ただいま当選されました寺下武議員が議場におられますので、本席から松前町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選を告知いたします。

○議長（三好勝利） 御報告いたします。



休憩中に議会運営委員会が開催されまして、村井慶太郎議員の辞職に伴い、平成27年4月1日より副委員長が欠けるため副委員長を互選し、その結果、加藤博徳議員が選任されたことを御報告しておきます。

平成27年3月31日をもって退職される栗田哲志副町長から挨拶の申し出がございましたので、これを認めます。

栗田副町長。

○副町長（栗田哲志） 2期8年、副町長として白石町長と一緒に仕事ことができましたこと、まことに光栄に思っているところでございます。職員の皆さん、議員の皆さんの御指導、御支援によりまして少しはお役に立てたと、このように思っているところでもございます。退任後は一町民として松前町行政を見ていきたい、このように思っております。

松前町はまだ課題がございますが、白石町政がますます発展されますことと、職員の皆さん、議員の皆さんの御健勝、御活躍を祈念申し上げまして挨拶といたします。大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 栗田哲志副町長の挨拶を終わります。

平成27年3月31日をもって退職される永見修一教育長から挨拶の申し出がございましたので、これを認めます。

永見修一教育長。

○教育長（永見修一） それでは、御挨拶をいたします。

私、この3月31日をもって教育長の職を離れることといたしました。町職員そして教育長と、その間皆様には大変お世話になりました。心から厚くお礼を申し上げます。力不足で皆さんのお役に立つことができませんでしたけど、いろいろと貴重な経験をさせていただきました。深く感謝申し上げたいと思います。今後、皆様におかれましてはお体を大切にされ、一層御活躍されますことを心からお祈り申し上げまして、甚だ簡単でございますが退任の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長（三好勝利） 永見修一教育長の挨拶を終わります。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会が、所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。

お諮りします。

議会広報常任委員会が、所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。  
お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の  
諮問に関する事項について閉会中の審査とすることに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。  
以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて平成27年松前町議会第1回定例会を閉会します。

午後1時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 藤 岡 緑

松前町議会議員 村 井 慶 太 郎

松前町議会議員 早 瀬 武 臣